

令和4年8月31日
桂川河川保全利用委員会
資料2

令和4年度 審議対象案件の占用施設説明書

目次

60. 桂川運動公園（京都府）	1
65. 上野橋東詰公園（京都市）	16
56. 久世橋東詰公園（京都市）	54
55. 久世橋西詰公園（京都市）	68
52. 羽東師運動広場（京都府）	82
24. 淀・桂川グラウンド（京都市伏見区）	94
50. 納所中河原ちびっこひろば （京都市伏見区）	113

60. 桂川運動公園 (京都府)

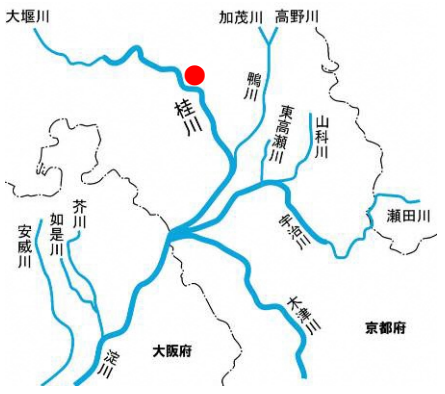


記入者： 京都府労働政策課 主事 赤阪勇太

ランク：A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図	 <p>※平面図は6.を参照</p>	現況写真	 <p>グラウンド</p>  <p>花壇公園</p> <p>令和4年 6月10日撮影 (写真撮影者：赤阪)</p>
現在の利用形態	・運動広場（野球・サッカー等）6面、 修景・休憩施設等		
占用面積	28,044.55 m ²	付帯施設等	倉庫2基、仮設トイレ1基
許可の経緯	<p><当初許可> S60.03.08</p> <p><許可期限> R06.03.31</p>	利用者数	<p>平成29年度 年間利用者数 80,000人</p> <p>平成30年度 年間利用者数 80,000人</p> <p>令和元年度 年間利用者数 80,000人</p> <p>令和2年度 年間利用者数 60,000人</p> <p>(4/12～5/31 緊急事態宣言発令により、グラウンド使用禁止)</p> <p>令和3年度 年間利用者数 60,000人</p> <p>(4/25～5/31、8/20～9/30 緊急事態宣言発令により、グラウンド使用禁止)</p>
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<p>・堤内地側は住宅市街地</p> <p>・堤防を挟んで病院、マンション、一般住宅に隣接する。</p>		
関連諸計画における占用地の位置付け	<p>・京都市広域避難場所（松尾橋～上野橋 6.30ha）に含まれている。</p>		
その他特記事項	<p>(当初に許可を受けた経緯)</p> <p>失業対策事業としての公園整備事業を目的に近畿建設局長の占用許可を得た。</p> <p>(直近の冠水)</p> <p>平成30年7月5日～8日の豪雨により、桂川が増水、公園が浸水したことに伴い、表土が流出し、地面が陥没する被害を生じたため、平成30年11月～平成31年3月の間、復旧工事を実施した。(整備費用：5,670千円)</p> <p>(新型コロナウイルスへの対応)</p> <p>令和2年度に「桂川運動公園新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定し、管理団体に対し、周知・徹底を行った。</p> <p>また、グラウンドの予約の際に、「感染防止策チェックリスト」の周知をお願いしている。</p>		

ランク：A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 京都盆地に人口が密集する京都市内において、同規模の運動公園を求めることは事実上不可能に近い状態にある中で、当該公園（桂川運動公園）は市内有数の運動広場として、また、憩いの場所として児童、高齢者等多くの府民に利用されているため、引き続き利用に供する必要がある。 また、安全に整備された環境により、長年、子どもから老人に至る地域住民に親しまれる安全な公園となっており、人を川に呼ぶきっかけにもなっている。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体：京都府が主体となり、NPO法人に管理委託している 管理規則の有無：有（桂川運動公園管理運営要領、平常時の維持管理や出水時における管理体制等の事項を明記） 管理内容：公園内草刈、清掃、グラウンド整備を実施 最下流部は草地状態を維持するよう管理 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無：有（桂川運動公園管理運営要領） 排他独占利用の有無：無（自由利用が原則で、運動広場、ゲートボール場は利用申込によりNPO法人が利用調整を図っており、トラブル等は起こっていない） 申請内容と異なる利用等：無 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<p><共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。 サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。 <p><桂川運動公園に対する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな河川環境を有し、景観的にも良好な場所であることを活かし、河川環境の魅力を紹介し、利用者に改めて気づいてもらえるような普及啓発のサイン設置について検討されたい。 管理を委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえるように促すことを検討されたい。 	
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望：環境に負荷をかけない公園の維持管理に努める。 利用者への環境保全の周知：NPO法人を通じ環境保全について周知を図る。 環境イベント等：NPO法人が主体となり、地域住民を含めた清掃活動の実施 清掃活動に参加。 (令和元年度～3年度は新型コロナウイルスの影響により中止) その他：最下流部の空間利用(草地のまま自然に任す)を維持する。 ごみの持ち帰りマナーの啓発を行うとともに、放置ごみが見つかったときは、早急に対処。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	

ランク：A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地の前面水域は内湾部に位置し、大規模な砂州が位置する。 ・占用地は運動場として人工的に整備されている。 ・京都市の広域避難場所に指定されている。 ・砂州上の植生は外来種のセイタカアワダチソウ群落などが支配的であるが、水際付近にはヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群落やツルヨシ群集なども広く分布している。 ・イカルチドリなどの河原の砂礫地に依存する鳥類が見られる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占用地前面の河原には自然な植生群落や裸地があり、多様な環境が形成されており生物にとっての重要な生息場となっていると考えられる。 ・注目すべき種も確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離：30～140m ・コンクリート護岸が整備されている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 4.5m
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占用地周辺の河川内の砂州は生物にとって重要な環境と考えられることから、内部に立ち入らないようにすることが望まれる。 ・特に春～秋かけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為(河岸に近づく、大きな音が出るなど)は避ける必要がある。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

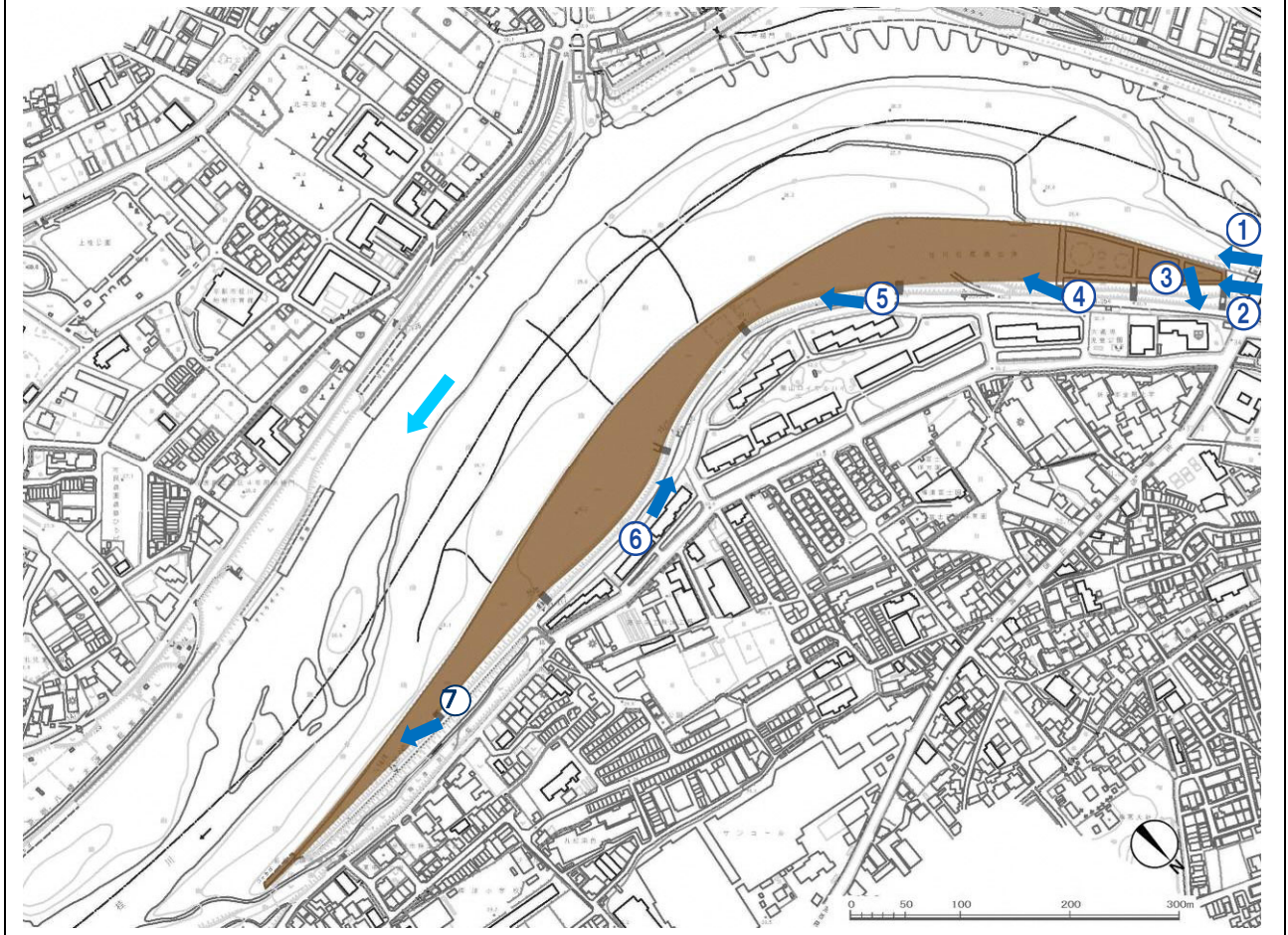
ランク：A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

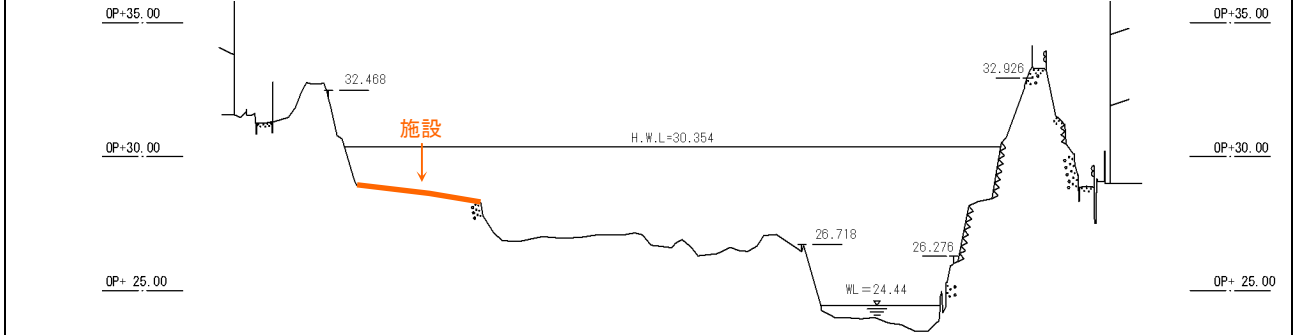
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(占用者作成)

(平面図)



(断面図：15.2k)



①公園と水際



令和4年8月4日撮影

②公園入り口（上流端）



--- 占用区域

令和4年8月4日撮影

ランク：A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

(占用者作成)

③ 占用に関する看板



令和4年8月4日撮影

④ 上流側グラウンド



令和4年8月4日撮影

⑤ ゲートボール場付近



令和4年8月4日撮影

⑥ 下流グラウンド



令和4年8月4日撮影

⑦ 最下流の状況



令和4年6月22日撮影

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:赤阪 勇太(京都府労働政策課)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:60桂川運動公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			位置付けはない				○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都市広域避難場所に指定				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画はない				○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更等 ・河川敷内で場所移動			計画はない				○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			連携していない				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			合致しない				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			公平な利用ができる (管理要領に記載されている)				○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用できる	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			合致している				○:合致している △:合致していない ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			連携している				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			調査中				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			把握している				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:60桂川運動公園)

No	確認の要点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占ユーザーによる確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
			過年度意見	河川管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に取り組むよう働きかけを積極的に行っている。	配慮している(水際部に緑地帯、下流部を自然な形で保全)				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に取り組むよう働きかけを積極的に行っている。	配慮している(水際部に緑地帯、下流部を自然な形で保全) 不法投棄を防止するためのゴミの収集、未利用地の保全)					○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に取り組むよう働きかけを積極的に行っている。	配慮している(水際部に緑地帯、下流部を自然な形で保全) 不法投棄を防止するためのゴミの収集、未利用地の保全)					○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	施設利用者に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	公園周辺の貴重な環境を広く知ってもらうため、桂川の野草、野鳥、魚などの自然や桂川の歴史などを字づける学習会の開催を検討している。	行っている(環境啓発に係る掲示)					○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	管理委託契約書の中で公園周辺の環境を活かした啓発や環境学習の実施を委託業者にお願している。	検討中					○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか	管理委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえようように促すことを検討された。	使用していない					○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・クラフター、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・クラフター、駐車場等の造成・利用等	管理委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえようように促すことを検討された。	使用していない					○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	管理委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえようように促すことを検討された。	支障はない					○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	管理委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえようように促すことを検討された。	公園内はバーベキュー禁止であり、啓発を行っている 管理区域外からの持ち込みゴミについても啓発を行い巡回を強めている					○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	管理委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえようように促すことを検討された。	管理運営要領を定めている					○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえようように促すことを検討された。	要領には定めていないが、管理委託契約書の中で定めている					○:定めていない △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえようように促すことを検討された。	周知している					○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】

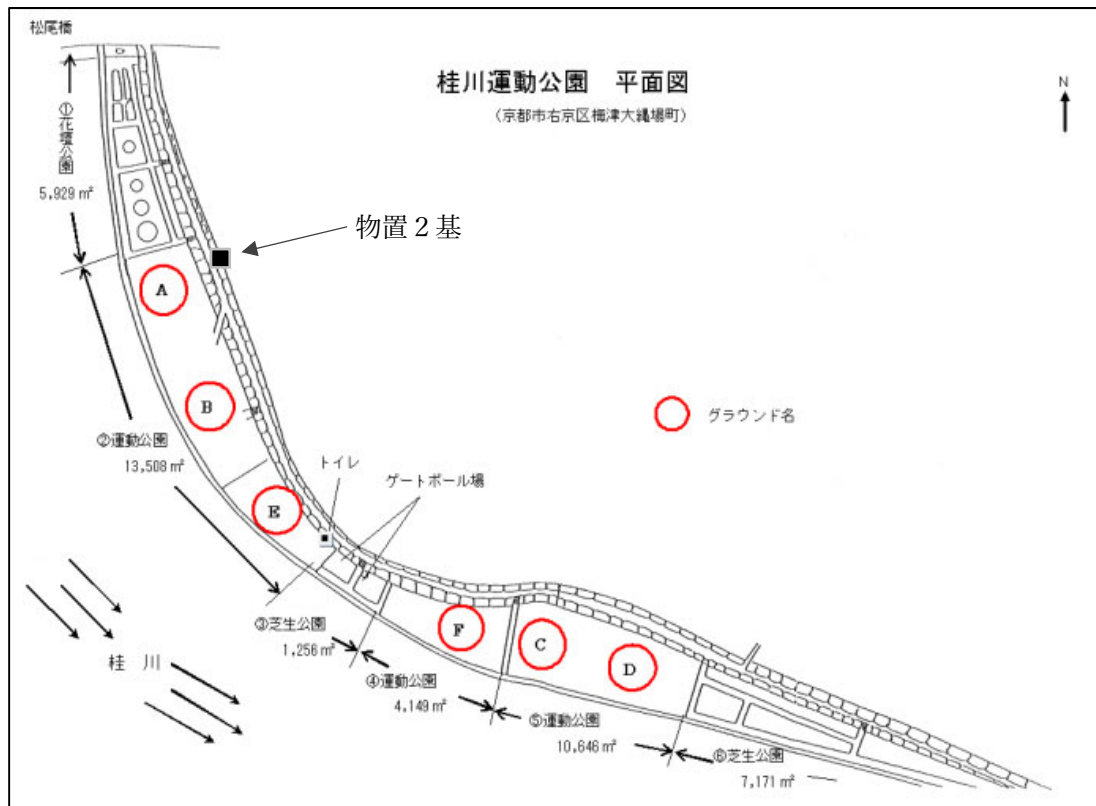
60. 桂川運動公園（京都府）別紙

記入者：京都府労働政策課 主事 赤阪勇太

1. 利用者数の把握方法

管理を委託しているNPO 法人から報告があった人数を記載

2. 利用実態の分かる図面



3. 連絡・調整を行った申請担当部局以外の部局や関連団体等

ONPO 法人右京少年野球振興会

- ・環境に関する普及・啓発活動の実践状況について確認

【参考資料】河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成18年 委員会

- ✓ 情報が不足している。
- ⇒ 個票等の資料を用意する。

平成19年 委員会

- ✓ 全域にわたって草刈りを行っており、維持管理の方法を工夫して欲しい。
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 自然空間の中を園路で利用する場所では周囲の自然環境に気配りするといった自然と共存するための方策を、河川管理者と協議の上検討願いたい。
- ⇒ 放置自転車、不法投棄等については、河川管理者、NPO法人とも協力して、啓発看板の設置や処分等の対応を行っている。
- ✓ 環境保全に向けた申請者の取り組みについては、NPO法人等を通じて利用者に周知願いたい。
- ⇒ その他環境保全について、NPO法人を通じて利用者に徹底すべくNPO法人と協議中である。

平成20年 委員会

- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること。
- ⇒ 放置自転車等はNPOに委託して、環境啓発パトロールなどに取り組んでいる。その他環境保全について、NPOを通じて利用者に徹底すべく検討中である。
- ✓ 占用面積と利用面積を考えて、利用されていない部分を自然の草地に戻すことや環境啓発看板について検討いただきたい。
- ⇒ 利用されていない部分は、手を加えることのないよう利用者に徹底を図っており、さらなる積極的な施策については、今後の検討課題としたい。

122

■過年度審議結果のレビュー

平成22年 委員会

- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること。
- ⇒ 不法投棄等について、河川管理者やNPOと協力して啓発看板の設置や処分を行い、改善している。
- ✓ 占用面積と利用面積を考えて、利用されていない部分を自然の草地に戻すことや環境啓発看板について検討いただきたい。
- ⇒ 利用していない最下流部はできるだけ自然に任すように管理している。環境保全についてNPOを通じて利用者に徹底すべく指導している。

平成25年 委員会

- ✓ 川らしい利用のあり方について、府内で情報共有や意見交換を進めていただきたい。
- ⇒ 桂川流域グリーンネットワークとの連携により、自然環境の把握に努めている。庁内での具体的連携策は協議中である。
- ✓ 啓発看板について、引き続き検討していただきたい。
- ⇒ 流域の特徴的な動植物を掲示し、来園者に環境啓発を行っている。

平成28年 委員会

- ✓ 川に近づきやすく、川との関わりを持ちやすいという潜在的ポテンシャルを持っている場所であり、地元NPO、教育関係者、河川レンジャーと協働で、環境学習や環境啓発に関わる活動の展開について検討されたい。

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

《共通事項》

- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
 - ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
 - ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。
-
- ✓ 豊かな河川環境を有し、景観的にも良好な場所であることを活かし、河川環境の魅力を紹介し、利用者に改めて気づいてもらえるような普及啓発のサイン設置について検討されたい。
 - ✓ 管理を委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえるように促すことを検討されたい。

65.上野橋東詰公園 (京都市)

記入者：松原雅之（京都市北部みどり管理事務所）

ランク：A

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13.4k+60m ～14.0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	修景・園路・休憩施設等	都市計画の有無	都市計画決定有:昭和48年2月13日 都市公園開園:平成12年4月1日
占有面積	5,682.27 m ²	付帯施設等	ベンチ
許可の経緯	<当初許可>H11.12.9 <許可期限>R05.11.30	利用者数	平成26年度 53,000人 平成29年度 54,000人 令和元年度 62,000人 令和4年度 55,000人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤内地側は住宅を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地である。 ・周辺の水面も含めた桂川全体が都市計画決定され未開園の予定地となっている。 ・対岸の堤外地は農地として耕作されている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市緑の基本計画では、緑の配置方針として、緑の軸として位置づけられ、さらに、「新しい緑の創出」の公共公益施設の緑化における水辺の緑の整備政策として、多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を掲げている。 ・都市計画マスタープランでは右京区的主要公園緑地として位置づけられ、水と緑のうおい環境の創出を掲げている。 ・右京区の基本計画では身近な環境の魅力向上とより良い生活環境づくりとして身近な公園や河川等の清掃や維持管理活動の充実を掲げている。 		
その他特記事項	<p>近年の冠水実績としては、平成25年9月16日の台風18号、平成26年8月10日の台風11号、平成29年10月27日の台風21号、平成30年7月の集中豪雨によるものがあった。</p> <p>上記冠水によりベンチ下の洗掘に対しては、平成26年3月14日、平成26年8月11日の両日に修繕を実施した。また、台風11号に伴う集中豪雨による表土の流失に対し、表土盛土工(139m³)、張芝工(1,632 m²)、ベンチ3基等の復旧を行った。</p> <p>平成30年7月の集中豪雨では流木等漂着物の撤去作業を行った。</p>		

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13.4k+60m ～14.0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから老人に至るまで、水辺に接した市民の憩いの場、環境学習の場、自然観察の場、親水空間として、市民の高いニーズがある。 京都市における市民1人当たりの公園面積は5.16㎡(令和3年度)であり、都市公園法施行令上「住民1人当たりの公園面積の標準は10㎡以上」と規定されていることから、公園の整備に努めている。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は、京都市建設局北部みどり管理事務所である。 当公園の川側の区域については、平成25年9月台風18号の出水に係る国土交通省による桂川緊急治水対策に伴い、平成27年12月から淀川河川事務所桂川出張所により、管理がなされている。 管理方法は都市公園法、同施行令、同規則、京都市都市公園条例、同条例施行規則に基づき管理している。 一般的には市民が自由に利用できる空間であり通常は許可等を必要としないが、集会、映画撮影等、公園の全部又は一部を独占して利用する場合は条例に基づく許可が必要である。 月2回の請負業者による公園清掃と、一般市民によるボランティア活動として不定期な清掃が実施され、北部みどり管理事務所において随時ごみ回収を行っている。 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 自由利用であるが、条例に基づき火気を禁止していることから、バーベキュー等を禁止している。 車両の乗入れは、管理車両及び許可車以外、原則禁止している。 独占的利用は無い。 駐車場としての利用は行っていない。 一般市民の利用実態は休息等、散策コース及びランニングコースとしての利用が一般的で、ボール遊び等を行う親子連れを見かけることもある。 京都市消防局が、人命救助、救急搬送、消火活動及び人員物資空輸等を目的に、ヘリコプターの離発着場として使用している。(令和元年度なし、令和2年度利用実績4月6日の1回、令和3年度なし) 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。 サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。 利用促進について積極的に取り組まれているとのことで評価できる。今後、「川らしい利用」についても推進や、啓発看板の設置についても検討されるとのことなので期待したい。 下流の井堰が撤去され、河川環境が変化している良い機会であり、興味を持ってもらえるような取り組みについて検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の占用区域の状況も踏まえ、河川管理者と協議を進めていきたい。 京都府生物多様性地域戦略に基づく、自然とふれあう場の創出に努め、桂川クラブ(自然環境団体)の協力のもと、普及啓発看板の設置を行った。 桂川出張所との情報共有を図り、利用者に興味を持ってもらえるような取組を検討したい。 上記のとおり、普及啓発看板の設置を行った。 桂川出張所との情報共有を図り、利用者に興味を持ってもらえるような取組を検討したい。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 芝地を良好に保つため、年一回の除草作業を実施している。 清掃を実施することにより、美しく保ち、残飯等のゴミによる動植物への影響を少なくするよう努めている。 花火やバーベキュー等の火気を禁止している。 上記のとおり、令和3年4月、地域の環境保全団体(桂川クラブ)の協力のもと、桂川で見られる植物や昆虫、鳥類を紹介する案内看板を設置した。案内看板の内容は季節に合わせて4種作成し、3ヵ月ごとに入れ替えを行っている。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	

ランク：A

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13. 4k+60m ～14. 0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-------------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の 自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地のほとんどは遊歩道として整備されている。 ・ 占用地前面の低水路には堰の上流は右岸側に、堰の下流は左岸側に砂州が広がり、ツルヨシ群集を主体としたヨシ原が比較的広く分布している。 ・ 占用地の上流側の高水敷はグラウンドとして利用されており人為裸地や芝地がみられる。 ・ 堰の上流は湛水域に、堰の下流には早瀬、中州が存在する。流れは比較的緩い。また、堰の下流では一部ワンド状になっている部分がある。 ・ 河岸は自然石張りの護岸が連続する。 ・ 護岸前面は植生はほとんどない。 ・ 堤内地側は住宅を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地 ・ 対岸の後背地には水田が広がる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地周辺では、全体に人工的な環境であるが、上流の砂州、下流の砂州とそこに広がるヨシ原はオオヨシキリ等の生物にとって重要な生息地となっている。 ・ 占用地周辺の河川はカワウやサギ類、カモ類といった水鳥や魚類のイトモロコなどの生息地となっている。
<p>水際の 状況</p>	<p>水域までの 距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 2m ・ 石張護岸を隔ててすぐに水域へとつながる。
	<p>水面との 高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水面との高低差は約 1～2m。 ・ 冠水実績：平成 23 年 5 月 12 日集中豪雨 平成 23 年 9 月 3 日台風 12 号 平成 25 年 9 月 16 日台風 18 号 平成 26 年 8 月 10 日台風 11 号
<p>環境面から見た 望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の上流部が砂州となっており、生物にとって重要なゾーンと考えられることから、立ち入らないような制限が必要である。 ・ 特に春～秋にかけての生物の繁殖期やカモ類が飛来する冬季には生物の忌避行動につながるような行為（河岸に近づく、大きな音が出るなど）は避ける必要がある。 ・ オオヨシキリの繁殖期（5月～8月）にはヨシ原に立ち入らないよう周知する。 ・ 開放水面を利用するカモ類等鳥類に対するブラインドとなるよう、水際の高茎草地を保全する。 ・ 堰部分は水際に近付くことができるが非常に危険であり、注意を促す必要がある。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13. 4k+60m ～14. 0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

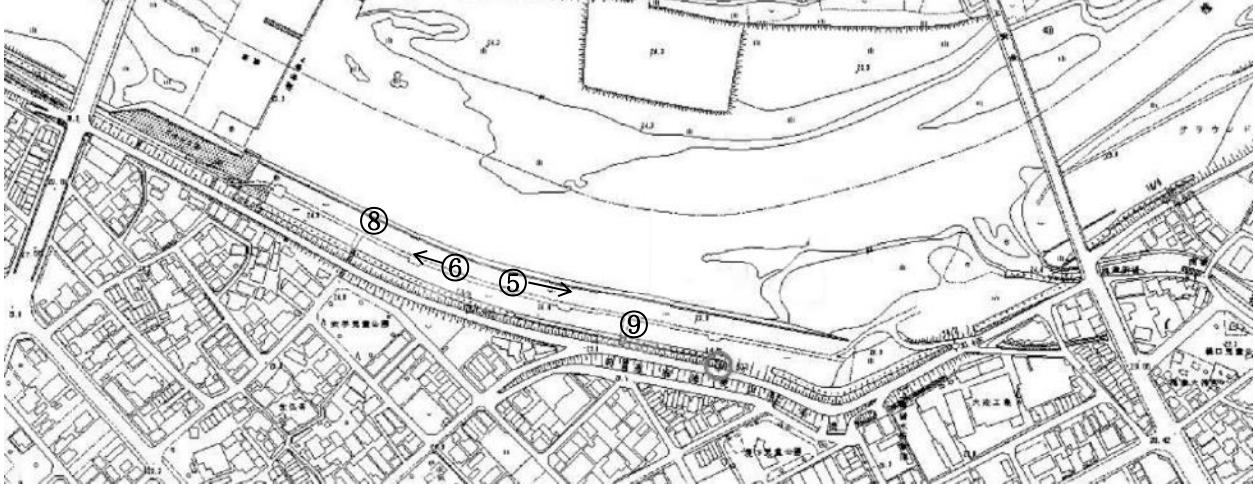
ランク：A

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13.4k+60m ～14.0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

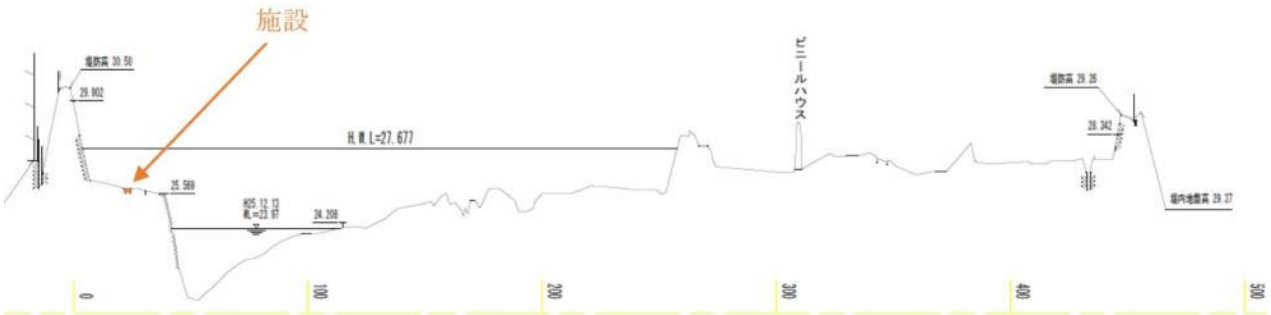
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：13.8k)



令和4年7月25日撮影

①入口



②占用に関する看板



ランク：A

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13.4k+60m ～14.0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

(占用者作成)

令和4年7月25日撮影

③遠景（上流側）



④遠景（下流側）



⑤園路（上流側）



⑥園路（下流側）



⑦ベンチ



⑧注意喚起看板



⑨普及啓発看板



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:松原雅之(京都市北部みどり管理事務所)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:65上野橋東詰公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			京都市緑の基本計画、都市計画マスタープラン、右京区基本計画に都市公園として位置付けられている。				○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			当該公園北側上野橋より上流については避難場所の位置付けがある。また、当該公園は緊急時のヘリポートとして利用している。				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			水辺に接した市民憩いの場、環境学習の場、自然観察の場、薪水空間として市民の高いニーズがあり、他の代替箇所は考えられない。				○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占有面積を縮小 ・グラウンドを薪水公園に変更 ・河川敷内で場所移動			特になし				○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合は、その名称も合わせて記す			河川敷という環境を利用した公園であるため、代替地を検討していないが、環境政策局環境管理課発行の「京都市生物多様性プラン」では、桂川河川敷は貴重な生き物等が見られることから、環境部局と連携し、生物多様性を保全する。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占有目的	占有目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			水辺に接した市民憩いの場、環境学習の場、自然観察の場、薪水空間としての公園であり、占有目的は合致している。				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自由使用を原則とし、公平な利用が図られている。				○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占有目的に合致しているか			利用状況は占有目的に合致している。				○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			地元住民からなる公園愛護協力を結成し、公園清掃等を実施している。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占有区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			貴重種は保全するなど、生物多様性を守る上で重要な地域であることを認識している。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占有区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			大雨の際に全体が冠水する。冠水被害対策として、緑地となっている部分に野芝を貼り、緑化を図った(平成27年9月)。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

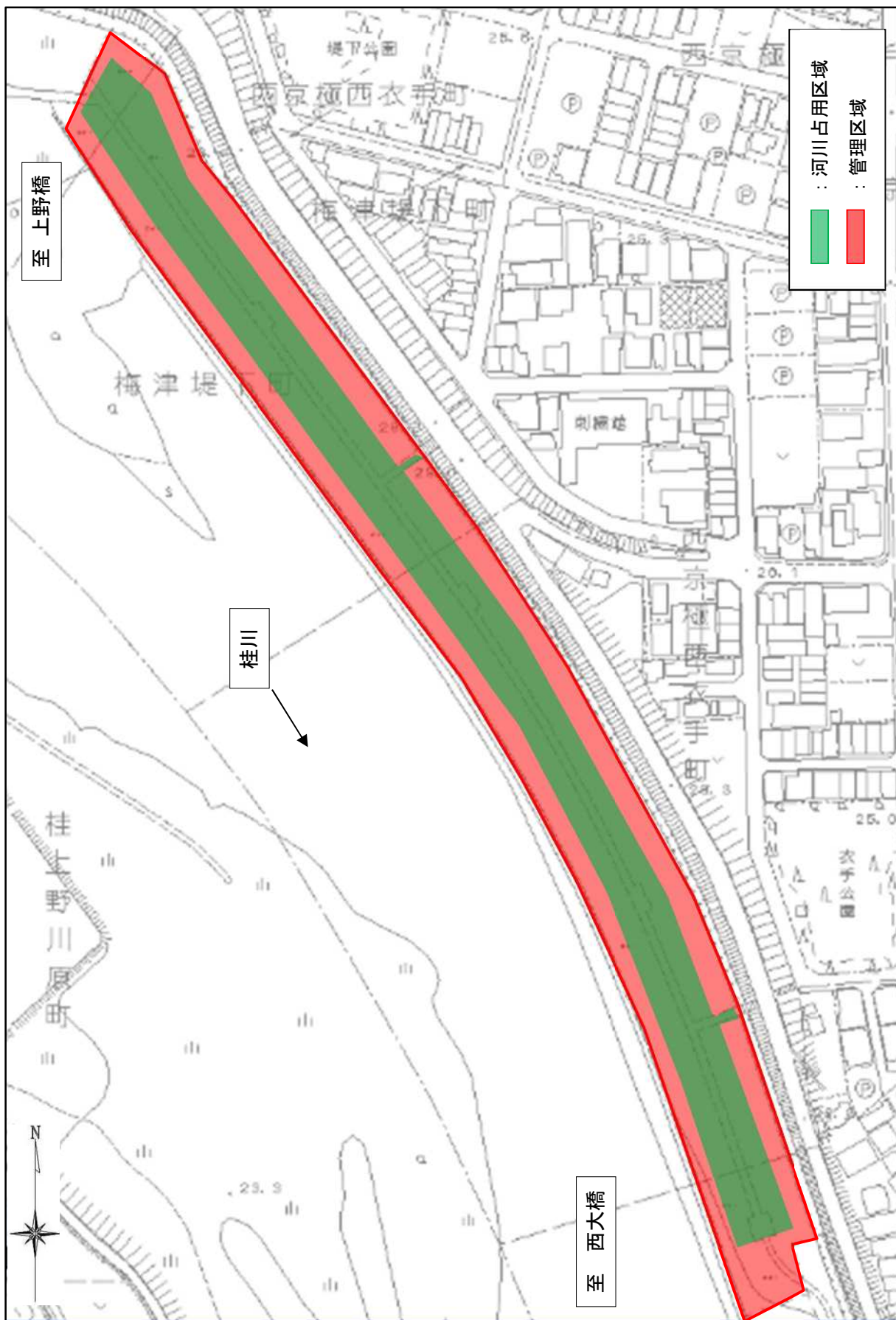
記入者:松原雅之(京都市北部みどり管理事務所)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:65上野橋東詰公園)

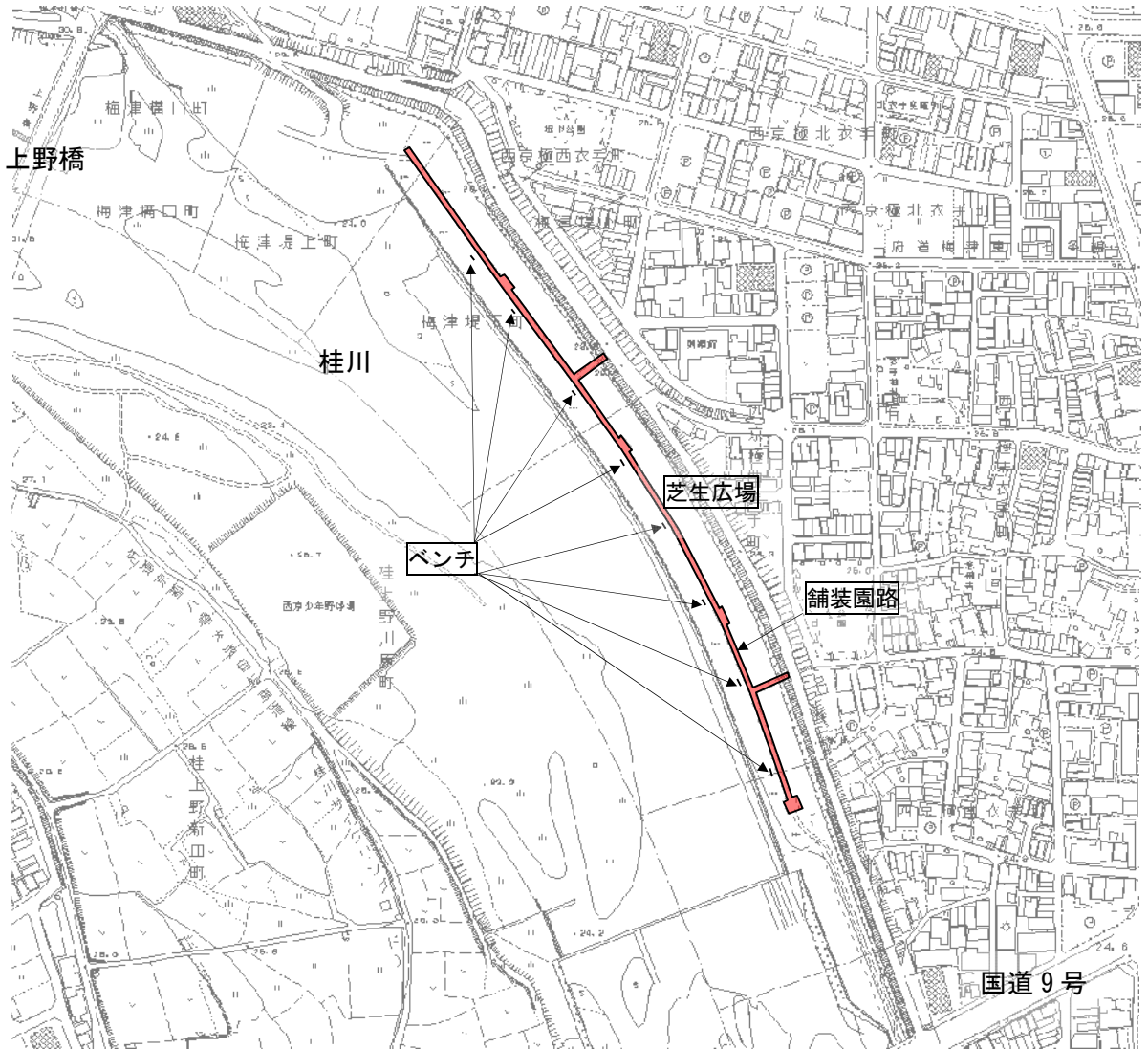
No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
12	確認の視点	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらうような働きかけを積極的に行ってほしい。	過年度意見	水際部は一部刈り残されている。		評価区分	
13	確認の視点	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらうような働きかけを積極的に行ってほしい。	過年度意見	除草時に水際部を一部刈り残している。投棄されたゴミの収集や清掃を実施している。		評価区分	
14	確認の視点	施設利用者(占用区域及びその付近の自然環境)に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報統括設置による環境配慮への啓発等	普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。 サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められた。 利用促進について積極的に取り組まれているとのことで評価できる。今後、「川らし利用」についても推進や、啓発看板の設置についても検討されたいことなどの期待したい。 下流の井堰が撤去され、河川環境が変化している良い機会であり、興味を持ってもらえるような取り組みについて検討されたい。	過年度意見	京都府生物多様性地域戦略に基づき、自然とふれあう場の創出に努め、桂川クラブ(自然環境団体)の協力のもと、普及啓発看板の設置を行った。 桂川出張所との情報共有を図り、利用者に興味を持ってもらえるような取組を検討したい。		評価区分	
15	確認の視点	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか		過年度意見	民間レベルでの自然観察会が行われている。		評価区分	
16	確認の視点	適正な利用		過年度意見	設置されていない。		評価区分	
17	確認の視点	不許可の工作物は設置されていないか		過年度意見	使用していない。		評価区分	
18	確認の視点	占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等		過年度意見	使用していない。		評価区分	
19	確認の視点	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障にならなっているか		過年度意見	水辺に近く支障とはなっていないが、公園内では動植物の採取を条例で禁止しているため、釣りは認めていない。		評価区分	
20	確認の視点	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等		過年度意見	路上駐車やパーベキュー、花火等の火気使用があり、指導営業し防止に努めている。		評価区分	
21	確認の視点	利用状況等をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか		過年度意見	京都市都市公園条例により公園利用に関するルールを定めている。		評価区分	
22	確認の視点	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか		過年度意見	動植物の採取禁止、車両の乗り入れ及び火気をもてあそぶことを禁止している。		評価区分	
23	確認の視点	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか		過年度意見	啓発看板によりゴミの投棄、火気使用禁止の周知を行っている。		評価区分	

【参考資料】

上野橋東詰公園 河川占用区域及び管理区域



京都市 建設局 北部みどり管理事務所



利用者数の把握方法

令和4年7月25日（月）調査

公園内で1時間（15時～16時）あたりの利用者数をカウントした。

⇒36名／時間

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒288名／日

この数値に、京都府の年間降水日数（令和3年度：174日）以外の日数191日乗じた。

⇒55,008名

上記を丸めた数値を採用

⇒55,000名



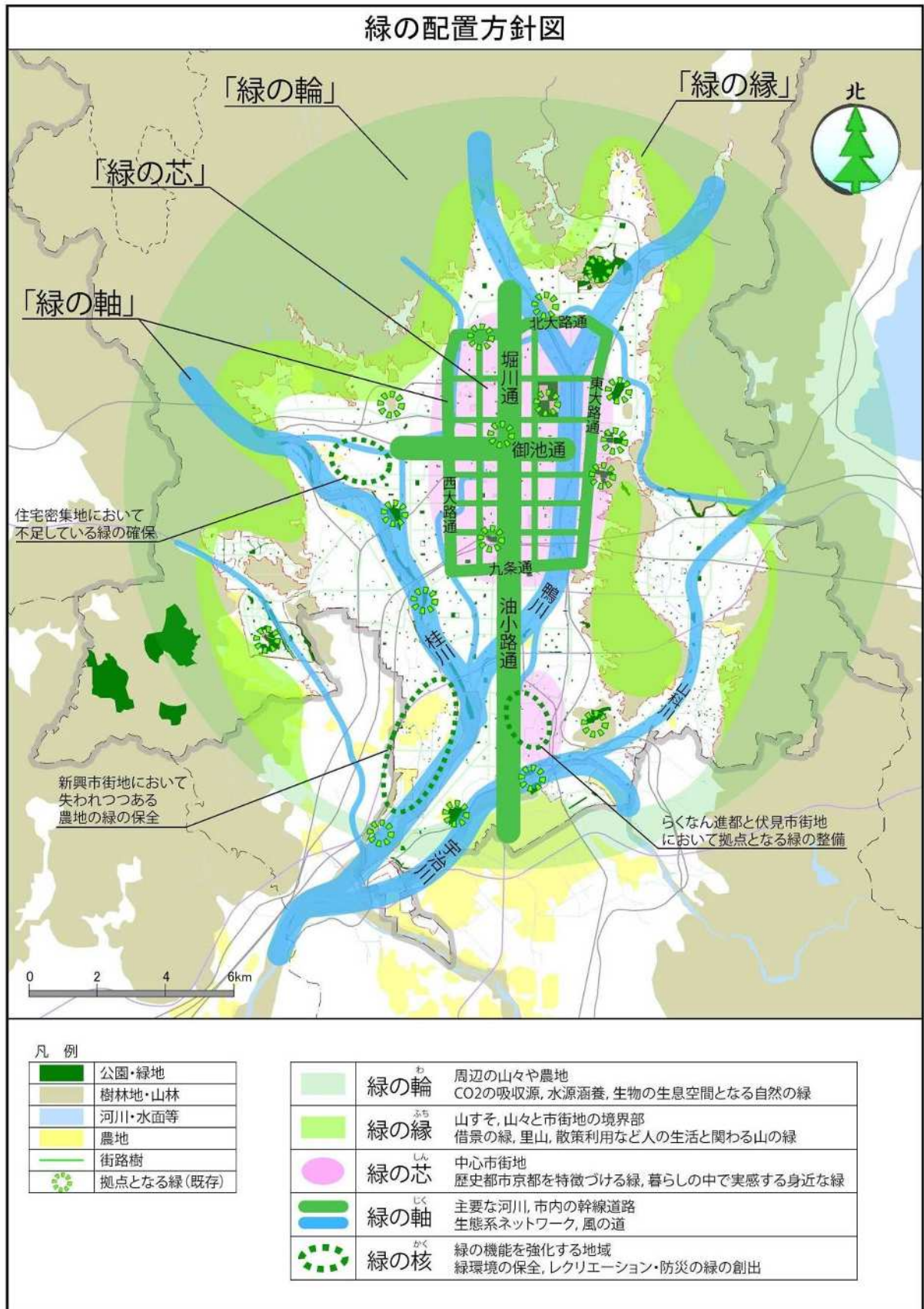
2 緑の配置方針

緑の機能を効果的に発揮させるためには、緑が単独ではなく、ネットワークを形成し、相乗効果を得られるように配置されていることが重要です。

本市では、そのネットワークを「緑の御所車」と名付け、この「緑の御所車」を市民、事業者、行政の協働によって動かしていく姿が「緑の将来像」です。

緑の機能別に見た現況と課題を踏まえ、「緑の将来像」を具現化した緑の配置方針を、以下のとおり定めます。

名称	考 え 方
緑の輪	本市の市街地を囲み環状に繋げる大きな「輪」を示します。 周辺の山々や南部の巨椋干拓地を主とする田園地帯の緑を、CO ₂ の吸収源、水源涵養、生物の生息・生育空間機能を持つ緑として保全します。
緑の縁	周辺の山々と市街地の境界である「縁（ふち）」を示します。 特に、送り火で知られる五山を含む三山や山すそは、本市の歴史的景観の礎としてかけがえのないものであり、これらの保全に努めるとともに、人との関わりが薄れる中で衰えていた里山の機能を再生するために、市民が自然に親しみ、憩えるような利活用やマネジメントを、市民等との協働により図ります。特に、活断層周辺では、法面崩落や、土砂流出を抑制するため、山林の保全・育成に配慮します。
緑の芯	市民の暮らしの中心となる市街地です。 歴史的市街地に多数ある世界遺産や社寺境内地、文化財等の緑は、「歴史都市・京都」を特徴づける財産として、引き続き保全・活用に努めます。市街地では、面的な緑を新たに増やすことは困難ですが、コンテナ緑化や生け垣緑化、既存公園の再整備などによって、小さいながらも質の高い緑の創出を図り、市民の満足度の向上や防災機能の強化を図ります。
緑の軸	周辺の山々と市街地を結び、ネットワーク化する緑を「軸」として位置付けます。 本市における水と緑のネットワークは、主に三川及び幹線道路（堀川（油小路）通、御池通、北大路通、東大路通、西大路通、九条通等）の街路樹で形成されていますが、京都らしい景観に配慮しながら、街路樹を増やし、また、小河川の緑化を図るなどして、このネットワークを周辺の山々までつなげ、ヒートアイランドの緩和に寄与する風の道の形成、災害時の避難路の強化、更には、生物多様性に寄与する生き物の通り道の確保等を図ります。
緑の核	緑の機能強化が必要な場所を、新たな緑の拠点となる「核」として位置付けます。 主に、環境保全、レクリエーション、防災の3つの機能強化を目的に配置し、農地の維持・活用も視野に入れ、まとまった規模を持つ緑の確保に努めます。



(4) 緑豊かな地域における土地利用

①三山をはじめとする自然景観の保全・再生

歴史都市・京都にとって極めて重要な役割を果たしている京都の歴史的景観の背景となる三山や尾根の連なりをはじめとする自然景観について、森林の植生の保全や育成の取組とも連携しつつ、維持・保全を図ります。

■鞍馬地区
(自然風景保全地区)



【具体的な方針】

- ア 市街地景観の背景となる緑豊かな山々の自然景観や歴史的遺産と結びついた風致を維持・保全し、都市全体の美しさや市民の生活環境の保持を図ります。
- イ 三山の山すそなどにおいては、貴重な歴史資源と自然環境が一体となった歴史的風土の維持・保全を図ります。
- ウ 緑豊かな山並みに代表される自然風景を保全・再生し、緑を守り育てます。
- エ 三山とつながりの深い河川空間の景観保全を図ります。

主な施策

- 風致や歴史的風土、自然風景の保全（風致地区や歴史的風土保存区域、自然風景保全地区等）

②市街地内やその近辺における緑の保全

自然と調和したゆとりと潤いのある市街地の形成を図るとともに、生物多様性の恵みを最大限にいかすため、三山の山すそや緑豊かな住宅地、神社仏閣などの市街地内にある緑やその近辺における緑について、それぞれの状況に合わせ、適切に維持・保全を図ります。

■小塩山
(近郊緑地特別保全地区)



【具体的な方針】

- ア 嵐山、松尾、大原野、醍醐などの市街地の近辺における相当規模の広さを有する樹林地を無秩序な開発から保全します。また、小塩山や善峰寺周辺などの特に重要な緑地資源については、保全を図ります。
- イ 洛西中央緑地や吉田山など、市街地内におけるまとまった緑地の保全・活用を図ります。
- ウ 市街地内やその近辺の優良農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペース、避難のための空間、雨水の貯留や都市の水循環機能、公共施設などの保留地といった多様な機能を有する都市に必要なものとして、維持・活用方を検討します。

主な施策

- 地域の特性に応じた緑地の保全・活用（近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区等）
- 市街化区域の農地の保全・活用（生産緑地法や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用）等

右かがやき 京プラン



2 魅力ある都市環境を 備えたまちづくり

① まちを支える交通システムの実現

右京区では、クルマ中心の交通システムから徒歩や自転車交通、公共交通を中心とした交通システムへの転換等、歩く観光を支える環境づくりを検討していくことが重要です。



栗尾トンネル完成予想図

一方、右京区には、道路幅員の狭い生活への車両の流入、慢性的に渋滞する交差点や未整備の幹線道路といった課題とともに、クルマの利用が不可欠な山間部もあります。生活道路の安全確保や地域の交通基盤の骨格となる道路基盤の整備等、地域の個性に応じた総合的な交通政策の検討が求められています。

そこで、地域の個性に応じた総合的な交通政策を考えるとともに、観光客だけでなく高齢者や子ども等、誰もが「歩きやすいまち」を大きなテーマとして位置付け、幹線道路や身近な生活道路の歩きやすさ、安心して出かけられる公共交通ネットワークの検討を進め、誰でも安心して散策や観光、普段の外出ができるまちづくりを目指します。

具体的な取組内容（例）

- ① 地域の個性に応じた総合的な交通政策の実現
- ② 歩きやすい、健康、安全、便利な生活道路づくり
- ③ 使いやすい公共交通ネットワークの形成
- ④ 歩行者交通、防災を支える、まちの骨格となる幹線道路の整備推進
- ⑤ 観光地へ集中する自動車交通の転換と分散
- ⑥ 地域にふさわしい新たな自転車利用の推進

② 身近な環境の魅力向上とより良い 生活環境づくり

区民にとって暮らしやすいまちに向けて、地域住民の憩いとふれあいの場であり緊急時には重要なオープンスペースとなる身近な公園や、地域住民の交流と情報交換の場である身近な地域の商店街や商業拠点等の生活拠点を、より区民に密着したものと展開させていく取組を進めます。

そして、これらの身近で魅力的な環境を継続的に維持していくためには、地域住民による取組と協力が必要であり、地域住民自らの手で身近な環境の魅力向上を図っていきます。

また、平成20年度には、交通や文化発信の拠点としてのサンサ右京が開設されましたが、今後こうした地域の大規模な拠点が整備される際には、右京区だけでなく次代の京都を支え、まちを再生する交流拠点や次世代への継承を支えるような拠点としての役割を盛り込んだものとなるよう働きかけていきます。



ふれあいフェスティバル2010

具体的な取組内容（例）

- ① 身近な公園や街路、河川等の清掃や維持管理活動の充実
- ② 歩いて暮らせる地域を支える商店街や商業拠点の振興
- ③ 総合的な拠点整備と連携したまちづくりの推進

京都市広域避難場所一覧

No.	名称	収容人員	面積 (ha)	所在地	北緯	東経
31	塔南高等学校グラウンド	5,000	1.00	南区吉祥院観音堂町	34.966792	135.733465
32	陸上自衛隊桂駐とん地	5,000	1.00	南区久世高田町	34.965368	135.709443
33	桂川左岸(桂大橋～東海道線)	40,000	8.00	南区吉祥院堤外町	34.979755	135.717178
34	久世橋西詰公園	15,500	3.10	南区久世川原町	34.960097	135.723444
35	仁和寺境内	6,500	1.30	右京区御室大内	35.029026	135.713869
36	西京極総合運動公園	36,000	7.20	右京区西京極新明町	34.994162	135.714322
37	西院公園 デルタ自動車四条教習所 四条中学校グラウンド	19,250	3.85	右京区西院安塚町	35.001606	135.721846
38	桂川左岸(松尾橋～上野橋)	31,500	6.30	右京区梅津大縄場町	34.999066	135.694646
39	佛教大学グラウンド 堀川高等学校グラウンド 京都工芸繊維大学嵯峨キャンパス構内	90,000	18.00	右京区嵯峨広沢町	35.024664	135.689701
40	桂川右岸(嵐山公園～松尾橋～上野橋)	68,500	13.70	西京区嵐山東海道町	35.008698	135.687522
41	桂高等学校グラウンド	9,000	1.80	西京区川島松ノ木本町	34.972239	135.703896
42	桂川中学校グラウンド 川岡東小学校グラウンド 牛ヶ瀬公園	11,950	2.39	西京区下津林東大般若町	34.976256	135.716030
43	小畑川中央公園	44,850	8.97	西京区大枝東新林町	34.966296	135.675765
44	境谷小学校グラウンド 洛西中学校グラウンド 境谷公園	13,000	2.60	西京区大原野西境谷町三丁目	34.963324	135.673544
45	竹の里小学校グラウンド 大蛇ヶ池公園	11,150	2.23	西京区大原野東竹の里町四丁目	34.958074	135.673801
46	桂坂小学校グラウンド 大枝中学校グラウンド 国際日本文化研究センター	29,000	5.80	西京区御陵大枝山町二丁目	34.987245	135.664853
47	市立芸術大学	17,100	3.42	西京区大枝沓掛町	34.974911	135.662438
48	東山高等学校総合グラウンド	15,500	3.10	伏見区醍醐内ヶ井戸	34.963407	135.824156
49	京都府警察学校グラウンド 龍谷大学構内	15,000	3.00	伏見区深草塚本町	34.965416	135.767207
50	京都教育大学附属高等学校	18,000	3.60	伏見区深草越後屋敷町	34.950917	135.764524
51	京都教育大学構内	26,250	5.25	伏見区深草藤ノ森町	34.951304	135.773843
52	桃山御陵 伏見桃山城運動公園	108,500	21.70	伏見区桃山町古城山	34.939739	135.778781
53	伏見公園(グラウンド)	9,500	1.90	伏見区桃陵町	34.929197	135.766510
54	下鳥羽公園	9,500	1.90	伏見区下鳥羽西芹川町	34.943358	135.748604
55	三栖公園	11,000	2.20	伏見区下鳥羽六反長町	34.933565	135.752315
56	小栗栖中学校グラウンド 元小栗栖小学校グラウンド	6,400	1.28	伏見区石田川向	34.941977	135.797994
57	栗陵中学校グラウンド 池田小学校グラウンド	5,600	1.12	伏見区醍醐池田町	34.946432	135.808856
58	春日丘中学校グラウンド 日野小学校グラウンド	6,250	1.25	伏見区日野谷寺町	34.938543	135.817284

桂川

桂川（写真 3-3-17）は左京区広河原と、南丹市美山町佐々里を源とし、京都盆地南西部を貫流し淀川に注ぎます。京都盆地に入るまでは、山地の迫る区間が多く、嵐山から下流では市街地が広がります。上流には豊かな自然が残されており、オオサンショウウオをはじめとする貴重な生きものが見られます。また、桂川で採掘された土砂からは、かつて巨椋池で生育していたオグラコウホネ（写真 3-3-18）の埋土種子が見つかっています。オオサンショウウオなどの生息やオオタカの飛来も確認されており、貴重な場所であることが分かっています。このほか、河川敷ではタコノアシ等の湿地性の植物や、草原性の環境を必要とするカヤネズミなどの生きものも見られる、生物多様性のホットスポットといえます。



写真 3-3-17 桂川



写真 3-3-18 オグラコウホネ

深泥池

深泥池（写真 3-3-19）は京都盆地の北端（京都市営地下鉄北山駅の北）、丘陵地の谷合いにある面積わずか 9ha ほどの池ですが、水生の動植物が豊富で、学術的にも価値が高く、全国で唯一、生物群集が天然記念物に指定されているほか、世界的にも珍しいハリミズゴケとオオミズゴケが形成する浮島湿原（ミズゴケ高層湿原）があります。

この池には 10 万年以上前からの泥炭が堆積しており、その環境が維持されてきたことで、ホロムイソウやミツガシワ（写真 3-3-20）などの氷河期から生き続けてきた貴重な植物が生育しています。その他にも、日本に分布するトンボ（約 200 種）のうち約 3 分の 1 が生息し、鳥類ではヒドリガモやルリビタキなど、水生生物ではフナやスジエビなど、多様な生きものが見られます。

日本の財産といえる深泥池ですが、近年は道路による雨水供給の遮断や、生活排水の流入による富栄養化等により、水生植物の減少が進むとともに、外来種による在来種への影響も大きくなっており、継続した保全対策が必要です。



写真 3-3-19 深泥池



写真 3-3-20 ミツガシワ

京都市都市公園条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（以下「法」という。）、法に基づく命令その他別に定めがあるもののほか、公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、都市公園法施行令（以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定める基準とする。

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する都市公園にあつては、100分の4）とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

（指定管理者による管理）

第2条 本市が管理する公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）で有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）が設置されている公園（以下「有料公園」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に有料公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 有料公園の供用に係る業務
- (2) 有料公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日）

第2条の2 伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開園時間 午前6時から午後9時まで

休園日 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

（行為の制限）

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（指定管理者に管理を行わせる有料公園にあつては、当該指定管理者。以下この条、第6条、第7条第1項及び第12条の2において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第4条 法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第7条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第5条 何人も、公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第7条第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。

- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、または制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めたとき。
- (2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認めたとき。
- (3) その他公園の管理上必要と認めたとき。
- (4) 前各号のほか、公園管理上の理由以外の理由に基づき公益上特に必要と認めたとき。

(有料公園施設の使用の許可及び供用日等)

第7条 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、金銭投入装置により使用料を納入して使用するときは、この限りでない。

2 有料公園施設の供用日及び供用時間は、市長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、当該指定管理者が管理する有料公園施設の供用日及び供用時間を変更することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目。以下同じ。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の種類、構造及び数量

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事の実施方法

ク 工事の着手及び完了の時期

- ケ 公園の復旧方法
- コ その他市長が定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他市長が定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長が定める事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 公園の復旧方法
- (6) その他市長が定める事項

(保証人及び保証金)

第9条 市長は、法またはこの条例の規定による許可に際し、必要があると認めるときは、保証人を立てさせ、または市長が定める保証金を納付させることができる。

(使用料)

第10条 法またはこの条例の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる額の範囲内において市長が定める使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、特に必要と認める場合においては、使用料を減免することができる。
- 3 使用料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

(延滞金)

第11条 市長は、前条の規定による使用料を納期限までに納付しない者に対しては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する。

2 前項の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該金額に、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

3 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が使用を開始する日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(2) 使用者が災害その他の不可抗力により許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなったとき。

(3) 法第27条第2項又はこの条例第13条第2項に規定する処分をし、又はこれらに規定する必要な措置を命じたとき。

(特別の設備)

第12条の2 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復もしくは公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例もしくはこの条例の規定に基づく規則またはこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可につけた条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、または同項に規定する必要な措置を命ずることが

できる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全または公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、または使用させることはできない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第17条 第13条第1項または第2項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

(権限の代行に伴う措置)

第19条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行なう者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 京都市公園使用条例は、廃止する。

(検討)

- 3 本市は、第1条の2及び第1条の3第2項の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、

本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定及び附則第3項の規定は同年6月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市都市公園条例別表3の規定は、平成25年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

現在位置：[トップページ](#) [まちづくり](#) [公園・緑](#) [公園の維持管理](#) 公園愛護協会について（北部みどり管理事務所）

公園愛護協会について（北部みどり管理事務所）

ページ番号82103

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2019年8月27日

公園愛護に参加してみませんか？

京都市が管理している公園では、近隣にお住まいの方々に結成されているボランティア団体によって公園の美化活動を展開していただいています。

これは、公園愛護協会という名称で、概ね各公園を単位に組織されているもので、公園の清掃や除草を中心に、施設の点検、利用マナーの啓発などについても御協力をいただいています。

美しく皆に親しまれる公園は、多くの方の努力で成り立っています。

公園を利用される皆さん。利用マナーをしっかり守っていただくとともに、こうした愛護活動に是非とも御参加いただくようお願いいたします。

公園愛護協会にお願いしている作業内容は？

- (1)概ね月1回以上の清掃及び年1回以上の除草作業
- (2)公園設備（照明灯・飲用水栓・トイレ・遊具等の不具合）及び樹木（枯木撤去・枝折切除等）に関する点検と連絡作業
- (3)公園の正しい利用の指導及び公園の美化啓発等

（注意）ボランティア活動の範囲で行っていただいているものですから決して責任を問うようなことはありません。

公園愛護協会の結成や活動に関して

対象となる公園を所管するみどり管理事務所までお気軽にお問合せください。

- ・北区，上京区，左京区，中京区，右京区，西京区 ⇒ 北部みどり管理事務所（電話：075－882－7019）
- ・東山区，山科区，下京区，南区，伏見区 ⇒ [南部みどり管理事務所](#)（電話：075－643－5405）

京都市公園愛護協会要綱

 [京都市公園愛護協会要綱\(PDF形式, 59.72KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード（無償）](#)してください。

お問い合わせ先

京都市 建設局北部みどり管理事務所
 〒615-0056 京都市右京区西院西貝川町31
 電話：075-882-7019
 ファックス：075-882-7300

桂川の生きものたち (4月～6月)

桂川緑地上野橋東詰公園(鳥・魚など)



チョウゲンボウ

体長 30～40cm 程度
いわゆる猛禽類で、ネズミや小型の鳥類、昆虫、ミミズ、カエルなどを捕食する。ホバリングを行った後に急降下して地上で獲物を捕らえることが多いのが特徴。早春にはディスプレイ飛行が見られることもある。



イカルチドリ

体長 20cm 前後
主に昆虫やミミズ、エビやカニなどを食べ、中洲や寄り洲で繁殖する。名前の「イカル」は古語で「大きい」、「敵(いか)めしい」の意味。コチドリに対して大きいことから。



オイカワ

コイ科の淡水魚の一種。
成魚は体長 15cm ほどで、オスの方がメスより大きい。繁殖期は 5～8 月で、この時期のオスは顔が黒く、体側が水色、腹がピンク、尾びれを除く各ひれの前縁が赤という独特の婚姻色を発現する。釣りの対象としても人気がある。



ケリ

体長 35cm 前後
主に昆虫やミミズ、カエルなどを捕食し、まれに穀類も食べる。長い足、胸の黒帯、翼の白黒の対比が美しいが、巣やヒナに近づくと攻撃してくる。「ケリリリッ」などの激しい鳴き声の特徴。



キレンジャク

体長 20cm 前後
主に木の葉を食べる。北半球の寒帯に広く繁殖分布し、日本では本州中部以北に多く、10～30 羽くらい群れを作ることもある。風切羽の先端部に赤い棘状の突起物があるのが特徴。



セグロセキレイ

体長 20cm 前後
主に水中や土中などに潜む昆虫類やクモ、ミミズなどを食べる。日本の固有種とされ、主に水辺を生息域としている。ハクセキレイとは目の下が黒いことで識別できる。

クサガメ

インガメ科の一種。
最大甲長は 30cm 以上にもなり、江戸時代以降に朝鮮半島や中国から持ち込まれた外来種の可能性が高いとされている。雑食性で貝類や大型の甲殻類も噛み砕いて食べる。主に水中で採食を行い、特徴的な悪臭を発する。水辺環境の変化により近年数が減少しており、『京都府レッドデータブック 2015』では要注目種。



コサギ

体長 60cm 前後
主に魚類、カエル、ザリガニなどを食べる。白いサギの中でも体が小さく、後頭部には夏羽の冠羽が現れる。しばしば集団でねぐらを形成するが、近年その数は著しく少なくなっている。足指が黄色いのが特徴。



「桂川クラブ」ホームページ

京都市(北部みどり管理事務所)

※この看板は、「桂川クラブ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。

桂川の生きものたち (4月～6月)

桂川緑地上野橋東詰公園(植物・昆虫など)

ヒメウラナミジャノメ

タテハチヨウ科の一種。金環の付いた、ひときわ目立つ蛇の目紋を翅(はね)に乗せる茶色の小さなチヨウ。翅の裏の波の模様も特徴的で、リズミカルに跳ねるような飛び方をします。幼虫はイネ科の植物を食べるため桂川ではどこでも見られる。



イバラ

バラ科のつる性落葉低木。日本のノバラの代表的な種。河川の増水など、環境変化が多い場所に生育し、桂川では全域で大繁殖している。花の少ない冬場には光沢のある赤い実が美しいが、トゲは鋭く人の侵入を拒む。



カラスノエンドウ

マメ科の一年草。秋ごろに発芽して冬を越す。標準的な和名はヤハズエンドウだが、カラスノエンドウが一般には定着しており、実が熟すとサヤが真っ黒くなるのが名前の由来。黒くなる前のサヤを草笛にして遊ぶことができる。



セイヨウカラシナ

アブラナ科の一年草。秋ごろに発芽して冬を越す。元々食用として導入されたものが野生化。河川の増水など、環境変化が多い場所で大繁殖し、桂川の河川敷でも毎年繁栄している。種子は和からの原料にもなる。



ジャコウアゲハ

アゲハチヨウ科の一種。翅(はね)を大きく開くと約10cmほどで、春から夏にかけて成虫が発生する。雄成虫が腹端からジャコウのような匂いをさせることが名前の由来。幼虫が毒草のウマノスズクサを食べ、体内に毒をためて天敵から身を守る。



メキシコマンネングサ

ベンケイソウ科で多年草の外来種。花茎は直立し、高さは10～15cmになる。メキシコという名前がついているが、はっきりとした原産地は不明。園芸ではセダムと呼ばれ、グラウンドカバーとして流通している。



ベニシジミ

シジミチヨウ科の一種。春に日当たりの良い草原でよく見られる小さな赤褐色のチヨウで、早春から晩秋までよく見られる。1997年(平成9年)発売の30円普通切手の意匠になった。



オニグルミ

クルミ科の落葉高木で、日本と樺太に広く分布し、川沿いなどでよくみられる。日本産のクルミで食べられるのは本種のみ。堅い殻が名前の由来。果皮は黒色の染料として、材木は家具や建材に使われる。



ツマキチヨウ

シロチヨウ科の一種。モンシロチヨウより一回り小さい。雄は前の翅(はね)の先端が褐色であるが、雌は灰色であり、後の翅の裏は草すり模様になっている。幼虫の食草はカラシナなどで、卵は舊の付近に産み付けられ、幼虫は主に花や果実を食べる。



ナヨクサフジ

マメ科の一年草。JR鉄橋から上流、松尾橋下流域で急速に増えている外来種。他のマメ科植物と同様に、空気中の窒素固定を行い、土壌の富栄養化を促す。開花は5～8月で、藤の花に似ていることからつけられた名前。



京都市(北部みどり管理事務所)

※この看板は、「桂川クラブ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラブ」ホームページ

桂川の生きものたち (7月～9月)

桂川緑地上野橋東詰公園(鳥・魚など)



セッカ

体長 13cm 前後。
主に昆虫、クモなどを食べる。
普段は目立たないが、繁殖期になるとオスは「ヒッヒッヒッ、チャチャチャチャ」と鳴く求愛飛翔をする。桂川でも夏を呼び寄せる歌声が聴かれる。



オオヨシキリ

体長 18cm 前後。
日本には夏鳥として繁殖のために渡来し、冬になるとフィリピンなど熱帯地域へ渡る。ヨシ原に生息し、繁殖期には「ギョギョシ、ギョギョシ」とさえずる。桂川でもかつてはうるさくさいぐらいにさえずっていたが、近年は減少傾向にある。



ミサゴ

体長 60cm 前後(翼開長 150cm～180cm 程度)。
主に魚類を食べる。ホバリングしながら魚影を見つけると急降下し、豪快にダイブして魚を捕える。主に海岸に生息するが、河川や河口にも生息し、桂川でも追力の狩りを見せてくれる。
『京都府レッドデータブック 2015』では絶滅危惧種。



アオサギ

体長 90～100cm 程度。
日本で見られるサギ類では最大級。主に魚類や昆虫類、カエル、トカゲなどを食べ、大型の魚類はくちばしを突き刺して捕えることもある。桂川では流域全体で見られる。



アカザ

アカザ科の淡水魚の一種。
体長 10cm 前後。胸びれと背びれに毒のある棘条がある。日本固有種で、水温の低い河川の上流域下部～中流域に生息する。夜行性で、昼間は岩の隙間などに隠れている。主に水生昆虫を食べる。
『京都府レッドデータブック 2015』では絶滅危惧種。



カワセミ

体長 17cm 前後。
水中に飛び込んで、主に魚類や水生昆虫、エビやカエルなどを捕えて食べる。近年の河川の水質改善により、都市部でも見られるようになった。鮮やかな外見から「溪流の宝石」などと呼ばれる。



イノヒヨドリ

体長 23cm 前後。
雌雄で体色が異なり、オスは青とオレンジ色、メスは地味な体色。主に昆虫やエビ・カエル、トカゲなどを食べる。
本来は海辺に生息していたが、近年は内陸部でもよく見られる。桂川では人工物にとまっていることが多い。



ナマズ

ナマズ科の淡水魚の一種。
大きな体をくねらせてゆったりと泳ぎ、長い口ひげが特徴的である。肉食性で、小魚やエビ・カニ類、水生昆虫、カエルなどを食べる。夜行性で、昼間は岩陰や水草に隠れている。食用として用いられることもあり、日本では天ぷらや蒲焼などにして食べられる。

京都市(北部みどり管理事務所)

※この看板は、「桂川クラフ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラフ」
ホームページ

桂川の生きものたち (7月～9月)

桂川緑地上野橋東詰公園(植物・昆虫など)

キリギリス

キリギリス科の一種。
「ギー・チョン」と大きな声で鳴く。体色は緑色型と褐色型がある。肉食で、前脚には獲物を押さえるトゲがある。
危険を感じると、擬死により落下して落葉の下に潜ろうとしたり、茂みの下へ逃げ込んでいく性質を持つ。



ショウヨウバタ

バタ科の一種。
メスは体長8～9cm(全長14～18cm)と日本最大のバタであるが、オスは体長5cm前後と雌に比べて著しく小さい。(写真上がオス、下がメス)オスは飛ぶときに「キチキチ」と音を立てることから、「キチキチバタ」とも呼ばれる。



ハグロトンボ

カワトンボ科の一種。
羽化してすぐの成虫は緑地で暮らし、成熟した成虫は水辺に戻り、ヨシなどの水生植物に産卵する。桂川ではやや薄暗いところで見られる。
お盆の前後に見かけることから、京都では先祖の魂を意味する「お精霊(しよらい)」トンボとも呼ばれる。



トナサマバタ

バタ科の一種。
体長は3.5～6.5cm程度の大型のバタ。草食性だが、昆虫を食べたり共食いすることもある。飛翔能力が高く、長い距離では十数メートル程も飛翔することがある。



センニンソウ

キンポウゲ科の多年草。
日本全国に分布する。美に白い毛があり、それを仙人のひげに見立てて名付けられた。茎や葉に有毒物質を含み、汁は皮膚炎の原因となる。



ガガイモ

キョウチクトウ科の多年草。別名「かがみぐさ」。
日本全国に分布し、桂川では流域全体で見られる。葉や茎を切ると白い乳液が出る。秋に実が割れると種髪と呼ばれる白い綿毛の生えた種子が出る。



ギンヤンマ

ヤンマ科の一種。
頭部が黄緑色、腹部が黄褐色の大型のトンボ。雄は胸部と腹部の境目が水色。縄張り意識が強く、入り江状の浅瀬をパトロール飛行している。飛行能力に優れ、止まっている姿をみることがほとんどない。



カラスクリ

ウリ科の多年草。
日本では本州・四国・九州に分布する。花期は夏で、7月～9月にかけて、夜間にだけ白いレースのような花を咲かせる。秋に熟す実は赤い。種子の形が恵比須さんや打ち出の小槌に似ていることから、金運お守りとして財布に入れる人もいる。

ユウゲシヨウ

アカバナ科の多年草。
日本全国に分布する。
5月～9月にかけて薄紅色の花をつける。名前の由来は夕方にも開花することからとされているが、実際には昼間でも開花している。



ツマグロヒョウモン

タテハチョウ科の一種。
翅がヒョウ柄で、襟(外縁)が黒く縁どられていることから名付けられた。翅の模様は雌雄で大きく異なり、メスは翅の先端が黒地で白い帯が横断し、根元側はオレンジ色である。(写真左がメス、写真右がオス)



京都市(北部みどり管理事務所)

※この看板は、「桂川クラス」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラス」ホームページ

桂川の生きものたち (10月～12月)

桂川緑地上野橋東詰公園(鳥・魚など)



コガモ(オス)

体長 34～38cm。
名前は、小さいカモの意。水中の首の屈く深さの藻や水草を食べる。日本へは冬鳥として飛来する。かつては9月中旬には桂川にも飛来していたが、近年飛来時期が遅くなっている。



カイワズメ

体長 26cm。
池や湖、河川に生息し、主に水中の小魚やエビを捕食する。名前の由来は諸説あるが、「掻いて潜る」が転じてとす説がある。川や湖沼に生息するが、水がきれいで水流が緩いところを好む。主に水生昆虫や小魚を食べるが、藻類や水草も食べる。



ミサゴ

体長 60cm 前後(翼開長 150cm～180cm 程度)。
主に魚類を食べる。ホバリングしながら魚影を見つけると急降下し、豪快にダイブして魚を捕える。主に海岸に生息するが、河川や河口にも生息し、桂川でも追力の狩りを見せてくれる。
『京都府レッドデータブック 2015』では絶滅危惧種。



ビタキ

体長約 13cm。
枯や低い草木の先にとまることが多く、主に昆虫類を捕食する。桂川には春と秋の渡りの途中に立ち寄る。



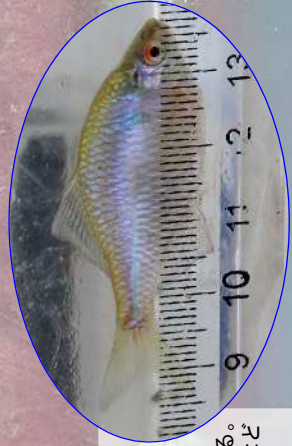
カワムツ

コイ科の淡水魚の一種。体長 10～15cm 前後。背中は黄褐色で、体側には太い紺色の縦帯がある。川や湖沼に生息するが、水がきれいで水流が緩いところを好む。主に水生昆虫や小魚を食べるが、藻類や水草も食べる。



ヒドリガモ

体長はオスが約 53cm、メスが約 43cm。オスは頭部が緑色。主に植物食であるが、水生昆虫等を食べることもある。日本には冬鳥として飛来する。桂川では冬季もつと多く見られ、陸に上がって草を食べている姿もみられる。



タイクバラタナゴ

コイ科の淡水魚の一種。体長 8cm 前後。川の中～下流域で、流れの緩やかなところや止水域を好む。付着藻類など植物を主食とする。繁殖のピークは4月から6月で、ドブガイなどの二枚貝に産卵する。日本には第二次世界大戦中、中国から食用として導入された魚類に混じって運ばれてきたと言われる。



モズ(オス)

体長 19～20cm。
鷹のようなくちまばしと鋭い眼光から「小さな猛禽」と言われ、昆虫や両生類のほか、小型の鳥類を捕えることもある。「モズのほやにえ」といわれる、捕らえた獲物を木の枝等に突き刺したりする習性をもつ。

京都市(北部みどり管理事務所)

※この看板は、「桂川クラブ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラブ」ホームページ

桂川の生きものたち (10月~12月)

桂川緑地上野橋東詰公園(植物・昆虫など)

エンマオオロギ

コオロギ科の一種。
屋間は草木の茂みや枯草の陰に潜み、夜になると周辺を徘徊する。食性は雑食で、植物のほかに動物質のものも食べる。
秋が深まると屋間も「コロコロ一」と鳴くようになる。



ヤマトシリアゲ

シリアゲムシ科の一種。
名前のおとおり、腹部が大きく反りあがっているが、オスのみの特徴である。体色は、初夏に現れるものは黒色だが、秋口に現れるものは黄色っぽく、別名「ベッコウシリアゲ」と呼ばれる。葉上で見られる。



ナンキンハセ

トウダイグサ科の落葉高木。
葉は三角状広卵形で、先端は尾状。秋に紅葉することから、植栽樹としてもよく利用される。花期は5月~7月頃で、黄色の小さな花を多数つける。冬季は白い種子が樹上に留まりより目立つ。



センニンソウ

キンポウゲ科の多年草。
日本全国に分布する。実に白い毛があり、それを仙人のひげに因立てて名付けられた。茎や葉に有毒物質を含み、汁は皮膚炎の原因となる。



オオセイボウ

セイボウ科の一種。
漢字で書くと「大青峰」。全身が金緑色~青藍色に輝く美しいハチ。自分では巣を造らず、スズバチの巣に卵を産み、幼虫は寄生して育つ。



アキアカネ

トンボ科の一種。
秋の赤トンボの代表で、日本各地で普通にみられる。初夏に羽化すると、暑さを避けるため涼しい山へ移動し、10月頃になると平地へ戻ってくる。桂川の入江状の浅瀬でオスとメスがつがなって産卵している姿がみられる。



アキニレ

ニレ科の落葉高木。
ニレ属の中でも日本では唯一秋に開花する種で、漢字では「秋楡」と書く。果実は淡褐色の翼果(果皮の一部が伸びて翼状となり、風に乘って飛散する)で、10月~11月に熟す。



カラスケリ

ウリ科の多年草。
日本では本州・四国・九州に分布する。花期は夏で、7月~9月にかけて、夜間にだけ白いレースのような花を咲かせる。秋に熟す実は赤い。種子の形が恵比須さんや打ち出の小槌に似ていることから、金運お守りとして財布に入れる人もいる。



ダキバアシチハナガサ

クマツヅラ科の多年草。
花の付き方が花笠に似て、荒れ地に咲くことから名付けられた。
桂川では最近増えている外来種。花期は夏~晩秋で、花の少ない季節には、多くの昆虫が吸蜜に訪れる。



ウラナミシジミ

シジミチョウ科の一種。
桂川では秋によく見られ、名前はねの裏の白い波模様由来する。後ろのはねの目玉模様と尾状突起は、目玉と触覚に似せて天敵を欺いていると言われる。



京都市(北部みどり管理事務所)

※この看板は、「桂川クラブ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラブ」
ホームページ

桂川の生きものたち (1月～3月)

桂川緑地上野橋東詰公園(鳥・魚など)



オオバン

全長約 32～39cm。黒い体に白い額が特徴。主に水生植物を食べるが、魚類や昆虫なども食べる。10年程前まで桂川では希少種だったが、近年飛来数が多くなっている。



ベニマシコ

全長約 15cm。「ベニ」(紅)はその名の通り体色が赤いため、「マシコ」は猿子と書き、猿のように顔が赤いため付けられた。警戒心が強く、最初に現れるのは地味な色をしたメスで、安全を確認した後には色鮮やかなオスがでてくることが多い。

イカル

全長約 23cm。大きく黄色い嘴(くちばし)が特徴。桂川に多いエノキの実を、群れで音を立てて食べている姿を見かける。「キコキコキー」と澄んだ声で鳴く。



ニシマシジョウ

ドジョウ科の淡水魚の一種。体長はオスが約6cm、メスが約14cm。川の中～下流域で、流れの緩やかなところの砂底に生息する。体色は淡褐色で、細く青い縦帯があり、帯上に斑紋が並ぶ。日本固有種で、各地の淡水域に生息している。

カマツカ

コイ科の淡水魚の一種。体長約 15～20cm。細長い体と長く下に尖った唇が特徴で、唇の下には1対のヒゲがある。おとなしく臆病な性質で、驚いたり外敵が現れたりすると、底砂の中に潜り、目だけを出して身を隠す習性がある。



エナガ

全長約 14cm。尾羽が長いことから柄長(エナガ)と名付けられた。「ジュリリ」と鳴く。冬季は集団で行動し、昆虫や木の実になどを食べる。



ヒバリ

全長約 17cm。地上では草の実や昆虫を求め、畑地に営巣し、地上を飛ぶとオスが空高く舞い上がってさえずる。松尾芭蕉や与謝蕪村などの句でも、春の風物詩として多数詠われている。

ホオジロ

全長約 17cm。成鳥の顔は頬・眉斑が白く目立ち、「頬白」の和名はここに由来する。環境への順応性が高く、桂川では周年見ることができ、冬季は藪や河川敷の草原に小群でいるため、見る機会が多い。



ジョウビタキ

全長約 13.5～15.5cm。冬の到来を告げる渡り鳥の1つ。「尉(ジョウ)」は翁(男の老人)を意味し、オスの頭部が白いのを翁の白髪に見立てて名付けられた。民家の庭先にも来て、尾を上下に振って愛嬌を振りまき姿をよく見かける。



京都市(北部みどり管理事務所)

※この看板は、「桂川クラブ」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラブ」
ホームページ

桂川の生きものたち (1月～3月)

桂川緑地上野橋東詰公園(植物・昆虫など)

ツチイナゴ

バッタ科の一種。ヤクズやクズが生える草地で見かける。複眼の下に涙を流したような筋が見られる。成虫で越冬する。チヨウゲンボウなど猛禽類に捕食される。



クビキリギリス

キリギリス科の一種。イネ科の草本の茂みに生息し、体色は緑色と褐色の個体が見られる。成虫で越冬し、春一番に「ジーン」と鳴く。



シロバナタンポポ

キク科の多年草。花期は2月～5月。西日本で多く見られ、桂川河畔でも近年増加傾向にある。日当たりの良い土手では、2月頃から他のタンポポに先駆けて白い花を咲かせる。



ハコベ

ナデシコ科の草本。花期は3月～8月。春の七草の一つ。ヒヨコが喜んで食べたことから別名「ひよこ草」ともいわれる。種子の表面には突起があり、靴底について遠くへ運ばれる。



キタキチヨウ

シロチヨウ科の一種。近縁種のモンキチヨウに似ているが、やや小さく黄味が濃い。幼虫はマメ科のネムノキやハギ類を食草とする。成虫で越冬する。



イバラ

バラ科のつる性低木。河川敷など、かく乱の多い場所に生育し、桂川では全域で大繁殖している。花の少ない冬には光沢のある赤い実が美しいが、棘は鋭い。果実は冬鳥にとって貴重な食料となる。(写真左：花(5月)、右：果実(1月))



オニグルミ

クルミ科の落葉高木。日本産のクルミで食べられるのは本種だけ。堅い殻が名前の由来。落葉後の大きな葉痕が可愛い。果皮は黒色の染料として、また、材はウォールナットとして知られ、家具や建材に使われる。(写真左：葉痕、右：果実(8月))



ヤエムグラ

アカネ科の越年草。草地や林縁に多く見られる。種子を含んで全草が衣服に付着し、ひつつき虫の性質を持つ。



ムラサキシジミ

シジミチヨウ科の一種。黒いはねの表面に青紫色が映える。常緑樹の葉陰で集団越冬する。幼虫はアラカシの葉を食草とする。



センダン

センダン科の落葉高木。数珠玉のような実がたくさんなるので干珠(センダマ)とつき、それが転じて「センダン」と名付けられた説がある。果実は秋頃から熟し、ムクロドリなど鳥類の食料になる。(写真左：果実、右：葉痕)



京都市(北部みどり管理事務所)

※この看板は、「桂川クラス」の協力により作成しました。
※ゴミは各自で持ち帰るなど、河川の美化に努めましょう。



「桂川クラス」ホームページ

【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓ 水面と高水敷の比高が小さく冠水頻度も高いため、桂川本来の特徴が残る空間である。場の特性を活かして、水際の植生を刈り残し緩衝帯とするなどの工夫を検討いただきたい。
- ⇒ 当公園は芝地から水辺を観察する場であり、水辺寄りを刈り残した場合、公園からの水辺景観が損なわれ、水面との境界も不明確となり、転落などの事故が想定され危険である。

平成23年 委員会

- ✓ 生き物が移動できる回廊を確保するために、水際部分の草を刈り残す工夫をしていただきたい。河川区域の刈り残しについても考慮いただきたい。
- ⇒ 堤防裾と水際部の草を残して除草している。
- ✓ 桂川の占用地の中でも子どもたちが川で遊べる数少ない空間であるため、よりよい管理をしていただきたい。
- ⇒ 冠水により、漂着ゴミの堆積や土が洗われるため、良好な状態に復旧するよう努めている。

平成26年 委員会

- ✓ 動物の回廊としての役割を維持するため、川側は幅をもって草を刈り残すように管理されたい。
- ✓ 川らしい場所は、占用区域外であってもその活用を考慮していただきたい。

132

■過年度審議結果のレビュー

平成29年 委員会

- ✓ 開放的であり、河原の豊かな自然を感じながら、散策、ランニング、サイクリングなど多様な利用形態を楽しむことのできる場として適正な管理がなされている。今後も周辺の環境上の重要箇所と景観の保全に配慮して、適正に管理されたい。
- ✓ 周辺にはカモ類などの水鳥の利用が見られ、府や国の生物調査結果等を参考に、周辺に生息する生物を紹介する看板の設置など、利用者への周知について検討されたい。
- ✓ 前回意見を踏襲し、生物の回廊としての機能を維持するため、川側の草の刈り残しなどに配慮した管理に、引き続き努められたい。

令和元年 委員会

- 《共通事項》
- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
 - ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
 - ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。
- ✓ 利用促進について積極的に取り組まれているとのことと評価できる。今後、「川らしい利用」についても推進や、啓発看板の設置についても検討されたい。
 - ✓ 下流の井堰が撤去され、河川環境が変化している良い機会であり、興味を持ってもらえるような取り組みについて検討されたい。

56.久世橋東詰公園 (京都市)

記入者：京都市建設局南部みどり管理事務所 石橋

ランク：A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

<p>位置図</p>		<p>現況写真</p>	 <p>(撮影者：占用者 撮影日：令和4年8月3日)</p>
<p>現在の利用形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動広場 1 面 ・テニスコート 2 面 ・遊戯広場 	<p>都市計画の有無</p>	<p>有</p>
<p>占用面積</p>	<p>14,672.95 m²</p>	<p>付帯施設等</p>	<p>座板ベンチ 20 基</p>
<p>許可の経緯</p>	<p><当初許可> S60.03.19 <許可期限> R3.05.31</p>	<p>利用者数</p>	<p>令和元年度 22,000 人 令和2年度 20,000 人 令和3年度 24,000 人</p>
<p>堤内地・堤防・堤外地</p>	<p>堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地</p>		
<p>周辺の土地利用の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堤内地側は、住宅地を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地である。 ・占用地の上流の堤内地側には、有料公園施設が位置している。 ・未利用地はない。 		
<p>関連諸計画における占用地の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所 ・特になし 		
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のレクリエーションのための広場として昭和60年3月19日付けで占用許可を受け、以後も占用の継続を行い現在に至っている。 ・H28年度に桂川出張所が既設じゃぶじゃぶ池の撤去を行った。 		

ランク：A

番号	56.久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該公園は、南区吉祥院地区において、久世橋上流の桂川左岸河川敷の運動公園を主体として昭和57年頃から緑地公園化の要望があり、京都市としてこの要望に応えるために運動広場を中心に芝生広場を含んだ緑地公園として整備したものである。 ・市民のレクリエーションのための広場として利用を図るため、河川占用許可を受け、一般市民に開放し多大の効果を上げており、利用者が気軽に利用できる公園として親しまれている。 ・京都市における市民一人当たりの公園面積は4.91㎡(平成30年度)であり、都市公園法施行令で「住民一人当たりの公園面積の標準は10㎡以上」と規定されていることから、公園の整備に努めている 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理主体は、京都市建設局南部みどり管理事務所である。 ・利用規則はない。 ・定期的に除草及び清掃を行っている。 <p><占用地内のヨシ帯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・礫間浄化施設(平成2年度整備)と合わせて天神川の流水保全施設として機能している。 ・取水口を天神川に設け、桂川に排水している。 ・施設管理(礫間浄化施設)は、淀川河川事務所で実施している。 ・占用者の維持管理としては、定期的な清掃と必要に応じて浚渫を実施する。 	
利用状況		
前回審議の意見と対応	<p>前回審議の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。 ・サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。 ・河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。 ・柵の設置について、均一のものでなく、河岸の形状等によってタイプを工夫するなどの検討をされたい。 ・草地について、川らしい景色を形成するという機能もあるため、部分的に借り残すなどの工夫について検討されたい。 ・遊具やベンチについて、損傷し危険な状態となっているものについては、速やかに使用禁止等の措置を取られたい。 	<p>前回審議意見の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標識の設置については検討中。 ・引き続き、河川管理者と連絡を取り合いながら利用者に対し働きかけを行っていく。 ・柵の計上については、更新を行う際には配慮したい。 ・除草については利用者からの要望もあるため占用範囲の全体で実施している。 ・速やかに使用禁止にした後、修繕を行った。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的展望：「京都市緑の基本計画」の中で、当該公園を含む桂川周辺を緑の軸と定め、重点的にみどりを増やす代表的な場所と位置付けている。 ・利用者への環境保全の周知：現時点では未定 	
その他	特になし	

ランク：A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地の前面水域は堰を中心に、流れのゆるい水面が連続する。 ・砂州は大きくは発達していないが、水際には抽水植物などが見られる。 ・水際にはヤナギなども見られる。 ・中州を中心に鳥類が多く確認されている。 ・湛水面ではカモ類などが確認される。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・抽水植物の豊富な水際の環境は多くの水生生物の生息場となっている。 ・中州においてサギの集団繁殖地が確認されている。 ・注目すべき種も確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離：約 2~3m ・水際にはフェンスが設置されている。 ・堰下流では植生に覆われるが急峻な法面で水面と接している。 ・堰上流では砂州が前にあり水際は急峻である。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2~3m
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・中州においてはサギ類やシギ・チドリ類、オオヨシキリなどの繁殖が見られるため、繁殖時期である春~夏にかけては、忌避行動につながるような行為（河岸に近づく、大きな音を出すなど）は避ける必要がある。 ・冬季を中心としたカモ類の飛来時期には、特に上下流のカモ類の集団越冬周辺では、生物の忌避行動につながるような行為は避ける必要がある。 ・水際に形成されつつある植生群落は中州との間を遮るバッファゾーンとしての機能があると考えられるため、保全が必要である。 ・堰部分は水際に近付くことができるが非常に危険であり、注意を促す必要がある。 ・昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、占用範囲周辺にある、占用者が除草等の管理を行う管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

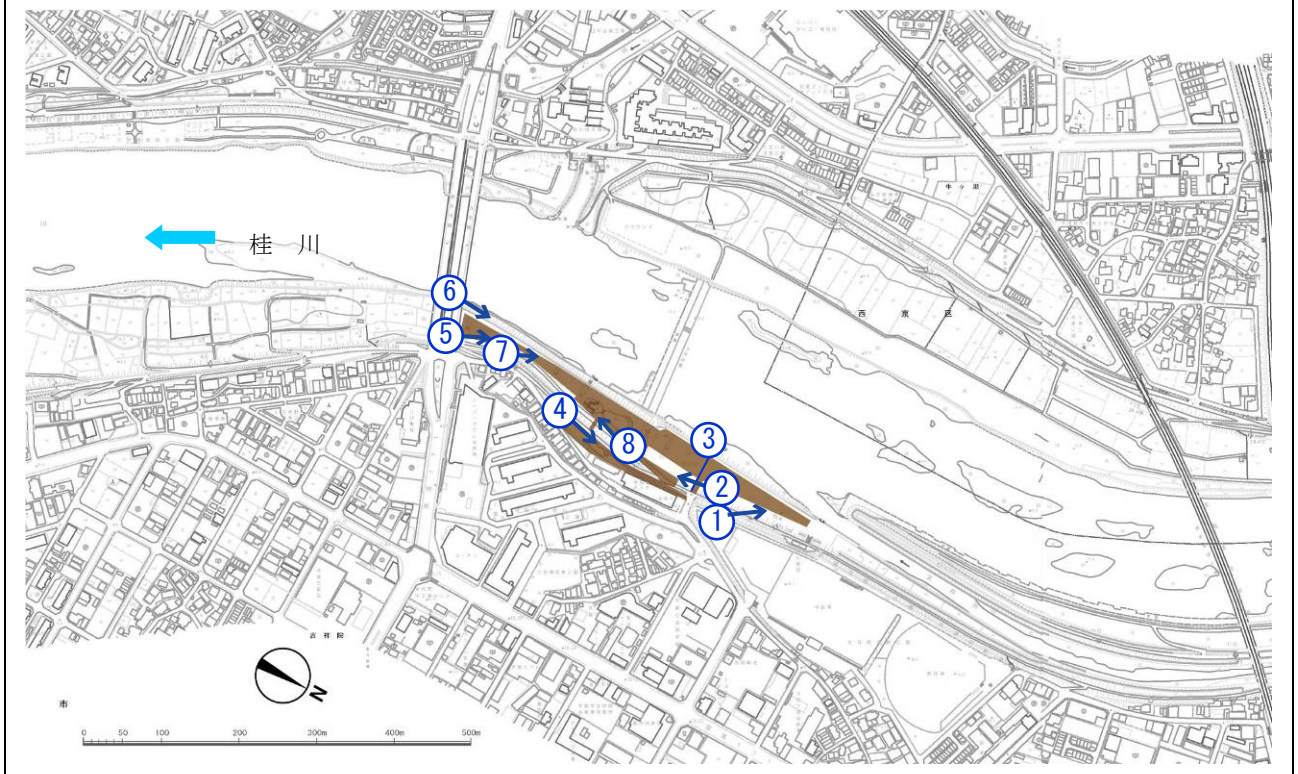
ランク：A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

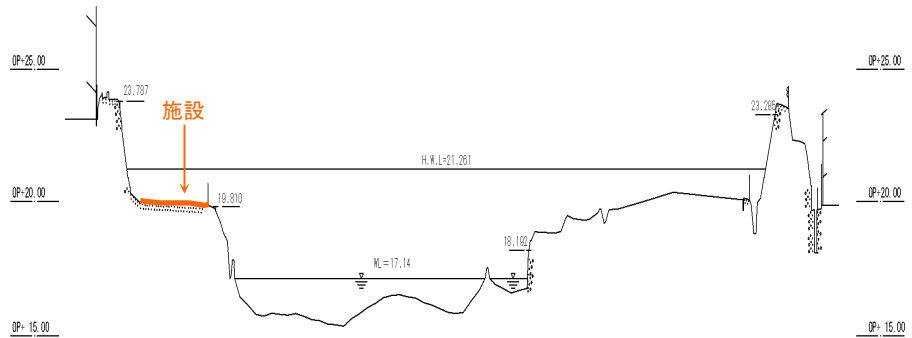
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(撮影者：占用者，撮影日：令和4年8月3日)

(平面図)



(断面図：10.2k)



① 上流側



② 堤防道路



ランク：A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

③ 避難場所案内看板



④ 遊具広場

(占用者作成)



⑤ テニスコート



⑥ 河川との境界



⑦ テニスコート



⑧ 中部草地



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:石橋(京都市建設局南部みどり管理事務所)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:56久世橋東詰公園)

No	確認の要点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			都市計画マスタープランにおいて都市計画公園に位置づけられている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都市地域防災計画において広域避難場所として指定されている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		埋内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画はない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			計画はない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			連携していない。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			占用目的は公園であるが、水辺に近い市民親いの場、自然豊かな場、自然観察の場という点で一部合致している。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自由使用としている。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか	遊具やベンチについて、損傷し危険な状態となっているものについては、速やかに使用禁止等の措置を取らねばならない。	速やかに使用禁止にした後、修繕を行った。	自然と触れ合える市民親いの広場として、目的に合致している。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			使用については自由使用と位置づけられており、施設利用者と占有者の間で連携はない。 占有者主導の活動は予定していないが、利用者や他の行政機関等から、当該目的での利用について申し入れがあれば、可能な範囲で対応する。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			独自調査は実施していないが、保全利用委員会の調査に記載されている事項は把握している。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			基本的に自然河岸であるため、ほぼ全域にわたって冠水する可能性があるが、真体的な降雨量との相関は不明。 直近では、令和元年9月16日台風10号に伴う増水により冠水した。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:56久世橋東詰公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	草地について、川らしい景観を形成するという機能もあるため、部分的に措り残すなどの工夫について検討された。	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、自らも積極的に行動している。	除草については利用者からの要望もあるため占用範囲の全体で実施している。	現在のところ、利用者からの要望もあり、刈り残し等の対策をとり予定はない。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)放棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、自らも積極的に行動している。	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、自らも積極的に行動している。	引き続き、河川管理者と連絡を取り合いながら利用者に対し働きかけを行っていく。	ゴミ収集は定期的に実施している。 水際部は占用範囲外の部分が数m存在しており、人の手がほとんど加えられていないことから、自然な状態が保たれている。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者が占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	普及啓蒙のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。	サインのうち、生物に関する情報多様性の地球戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められた。	標識の設置については検討中。	不法投棄禁止やゴルフ禁止等、公園利用の視点での注意喚起は、看板の掲示により実施している。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか				占用者主導の活動は予定していないが、利用者や他の行政機関等から、当該目的での利用について申し入れがあれば、可能な範囲で対応する。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	不許可の工作物は設置されていないか				設置されていない。			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等				使用していない。			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか		柵の設置について、均一のものでなく、河岸の形状等によってタイプを工夫するなどの検討をされた。	柵の計上については、更新を行う際には配慮したい。	防護柵が設置されている。			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等				ゴミの不法投棄がある場合がある。巡視点検時の発見や、通報を受け次第、撤去している。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか				当該公園に関する特別な管理規則は定めていない。一般的な公園管理に適用する法律・条例等に則って管理している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか				特に定めていない。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか				施設利用者からの問合せに対して、自由使用としている旨を説明している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】

利用者数の把握方法

56.(久世橋東詰公園)

■令和元年度

令和元年度 10月28日(月)(晴れ)調査

公園内で1時間(15時~16時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒11名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒88名

この数値に、京都府の年間降水日数(令和元年度:111日)以外の日数254日に乗じた。

⇒22,352名

上記を丸めた数値を採用

⇒22,000名

■令和2年度

令和2年度 10月27日(火)(晴れ)調査

公園内で1時間(15時~16時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒10名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒88名

この数値に、京都府の年間降水日数(令和2年度:112日)以外の日数254日に乗じた。

⇒20,320名

上記を丸めた数値を採用

⇒20,000名

■令和3年度

令和3年度 10月29日(金)(晴れ)調査

公園内で1時間(15時~16時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒12名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒96名

この数値に、京都府の年間降水日数(令和3年度:110日)以外の日数255日に乗じた。

⇒24,480名

上記を丸めた数値を採用

⇒24,000名

【参考資料】河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓ 公園内に整備されている「じゃぶじゃぶ池」の必要性を再検討すべきである。
- ⇒ じゃぶじゃぶ池は子供の遊び場として活用しており、必要な施設である。
- ✓ 公園整備箇所と一体となった水辺のあり方について、河川管理者と占有者が共に考えていただきたい(水際部が活用されていないことに対する指摘)。

平成22年 委員会

- ✓ 水辺と公園の連続性をもたせる工夫、利用者への環境啓発などの工夫を進めていただきたい。
- ⇒ 水辺との連続性を持たせる整備についてご指摘いただいているが、占有範囲外の整備が必要なこともあり、現時点では計画していない。

平成25年 委員会

- ✓ 前回審議での意見を継承する。環境啓発は、引き続き工夫を進めていただきたい。
- ✓ 水がない状態で存置されているじゃぶじゃぶ池は、今後どのように利用するかを判断し、対応策を検討されたい。
- ✓ 柵を不連続にするなど、水辺と公園が共存できるような工夫を検討されたい。

平成28年 委員会

- ✓ 水際部を含めた河川空間の利活用については、個別の占有地だけでなく桂川全体で検討していく必要がある。
- ✓ 安全柵の補修にあたり、景観面での配慮についても検討されたい。
- ✓ 水際の植物帯(グリーンベルト・エコトーン帯)の保全について、環境部局と協働で取り組まれたい。
- ⇒ 前回指摘を受け、じゃぶじゃぶ池は撤去工事を進めている。

114

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

- 《共通事項》
- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
 - ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
 - ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。
- ✓ 柵の設置について、均一のものでなく、河岸の形状等によってタイプを工夫するなどの検討をされたい。
 - ✓ 草地について、川らしい景色を形成するという機能もあるため、部分的に借り残すなどの工夫について検討されたい。
 - ✓ 遊具やベンチについて、損傷し危険な状態となっているものについては、速やかに使用禁止等の措置を取られたい。

55. 久世橋西詰公園 (京都市)


記入者：京都市建設局南部みどり管理事務所 石橋

ランク：A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	 <p>(撮影者：占用者 撮影日：令和4年8月3日)</p>
現在の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場 ・テニスコート ・グラウンド 	都市計画の有無	有
占用面積	<p>24,303.78 m² 25,243.25 m² (H30.3.31に変更)</p>	付帯施設等	<p>ベンチ (背付6基, 座板10基) 移動式便所 1基 単式シーソー 1基 滑台 2基 砂場 4基 水栓 2基</p>
許可の経緯	<p><当初許可> S62.3.25 <許可期限> R6.3.31</p>	利用者数	<p>令和元年度 10,000人 令和2年度 8,000人 令和3年度 8,000人</p>
堤内地・堤防・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<p>・堤内地側は、住宅地を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地である。 ・未利用地はない。</p>		
関連諸計画における占用地の位置付け	<p>・広域避難場所 ・特になし</p>		
その他特記事項	<p>・市民のレクリエーションのための広場として昭和62年3月25日付けで占用許可を受け、以後も占用の継続を行い現在に至っている。 ・H30年許可時、階段及び坂路を新たに占有者の管理物件としたため面積増。</p>		

ランク：A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 市民のレクリエーションのための広場として利用を図るため、河川占用許可を受け、一般市民に開放し多大の効果を上げている。当該公園は、運動広場としての役割もあり、利用者が気軽に利用できる公園として親しまれている。 京都市における市民一人当たりの公園面積は 4.91 m² (平成 30 年度) であり、都市公園法施行令で「住民一人当たりの公園面積の標準は 10 m²以上」と規定されていることから、公園の整備に努めている 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は、京都市建設局南部みどり管理事務所である。 利用規則はない。 定期的には除草及び清掃を行っている。 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 自由使用と定められており、トラブル等は発生していない。 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。 サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。 柵の設置について、均一のものでなく、河岸の形状等によってタイプを工夫するなどの検討をされたい。 草地について、川らしい景色を形成するという機能もあるため、部分的に借り残すなどの工夫について検討されたい。 遊具やベンチについて、損傷し危険な状態となっているものについては、速やかに使用禁止等の措置を取られたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 標識の設置については検討中。 引き続き、河川管理者と連絡を取り合いながら利用者に対し働きかけを行っていく。 柵の計上については、更新を行う際には配慮したい。 除草については利用者からの要望もあるため占用範囲の全体で実施している。 速やかに使用禁止にした後、修繕を行った。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望：「京都市緑の基本計画」の中で、当該公園を含む桂川周辺を緑の軸と定め、重点的にみどりを増やす代表的な場所と位置付けている。 利用者への環境保全の周知：現時点では未定 	
その他		

ランク：A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地の前面水域は久我井堰の湛水域となっており、流れのゆるい水面が連続する。 ・水際にはジャヤナギ・アカメヤナギ群集やウキヤガラ・マコモ群集などが見られる。 ・上流部の水面はオオカナダモ群落が見られる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・約 500m 上流の中州においてサギの集団繁殖地が確認されている。 ・占用地前面の水際付近には自然な植生群落などがあり、多様な環境が形成されており生物にとっての重要な生息場となっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水際までの距離：約 20m ・水際には植生が生育し、川へ近づきにくい。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 1m
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・近傍の中州においてはサギ類やシギ・チドリ類、オオヨシキリなどの繁殖が見られるため、繁殖時期である春～夏にかけては、忌避行動につながるような行為（河岸に近づく、大きな音が出るなど）は避ける必要がある。 ・昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8. 8k—49m～10. 0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

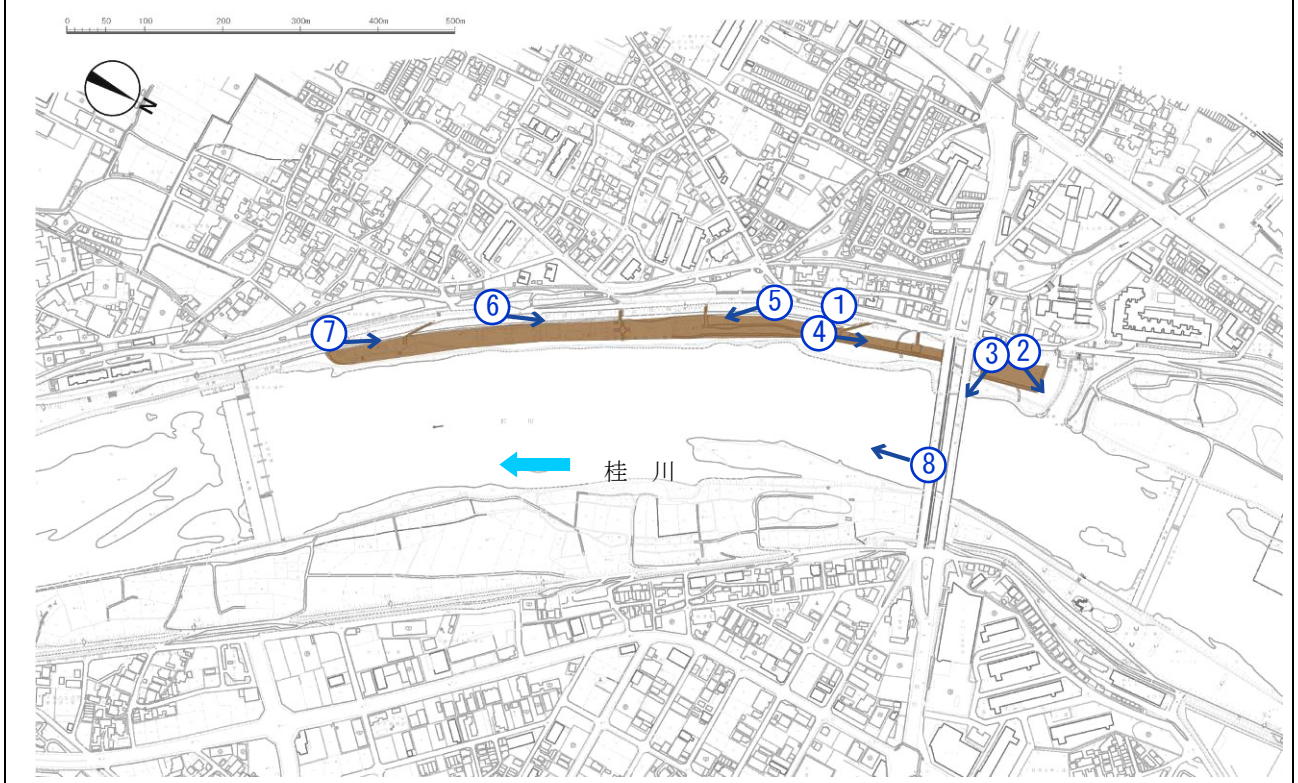
ランク：A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8. 8k-49m~10. 0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------

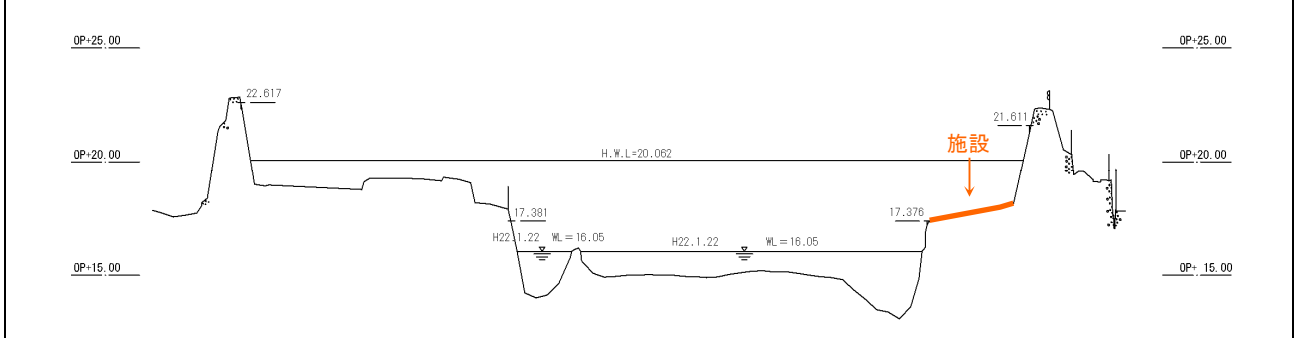
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(撮影者：占用者，撮影日：令和4年8月3日)

(平面図)



(断面図：9.4k)



① 避難場所案内板



② 上流側草地1



ランク：A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

(占用者作成)

③ 上流側草地 2



④ 中部草地 1



⑤ 中部草地 2



⑥ 中部草地 3



⑦ 下流側



⑧ 河川側



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:55久世橋西詰公園)

記入者:石橋(京都市建設局南部みどり管理事務所)

No	確認の要点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			都市計画マスタープランにおいて都市計画公園に位置づけられている。		○:ある △:検討中 ×:ない		
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都市地域防災計画において広域避難場所として指定されている。		○:ある △:検討中 ×:ない		
3		埋内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画はない。		○:ある △:検討中 ×:ない		
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占有面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更等 ・河川敷内で場所移動			計画はない。		○:ある △:検討中 ×:ない		
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			連携していない。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			占用目的は公園であるが、水辺に近い市民親いの場、自然豊かな場、自然観察の場という点で一部合致している。		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない		
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自由使用としている。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用		
8		利用状況は占用目的に合致しているか	遊具やベンチについて、損傷し危険な状態となっているものについては、速やかに使用禁止等の措置を取らねばならない。	速やかに使用禁止にした後、修繕を行った。	自然と触れ合える市民親いの広場として、目的に合致している。		○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない		
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			使用については自由使用と位置づけられており、施設利用者と占有者の間で連携はない。 占有者主導の活動は予定していないが、利用者や他の行政機関等から、当該目的での利用について申し入れがあれば、可能な範囲で対応する。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			独自調査は行っていないが、保全利用委員会の調査に記載されている事項は把握している。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			基本的に自然河岸であるため、ほぼ全域にわたって冠水する可能性があるが、真体的な降雨量との相関は不明。 直近では、令和元年9月16日台風10号に伴う増水により冠水した。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない		

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

記入者:石橋(京都市建設局南部みどり管理事務所)

●河川保全利用チェックリスト(占有地 名称:55久世橋西詰公園)

No	確認の要点	確認事項	通年度意見	通年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	草地について、川らしい景色を形成するという機能もあるため、部分的に植栽残すなどの工夫について検討された。	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。	除草については利用者からの要望もあるため占有範囲の全体で実施している。	現在のところ、利用者からの要望もあり、刈り残し等の対策をとの予定はない。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占有区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。	普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したい。	引き続き、河川管理者と連絡を取り合いながら利用者に対して働きかけを行っていく。	ゴミ収集は定期的に実施している。 水際は占有範囲外の部分が多数存在しており、人の手がほとんど加えられていないことから、自然な状態が保たれている。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者に占有区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。	標識の設置については検討中。	不法投棄禁止等、公園利用の視点での注意喚起は、看板の掲示により実施している。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占有区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか				占有者主導の活動は予定していないが、利用者や他の行政機関等から、当該目的での利用について申し入れがあれば、可能な範囲で対応する。			○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			野球のバックネットのようなものが設置されている。			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占有区域外を使用していないか (例)トイレ、道入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等	占有区域外を使用していないか (例)トイレ、道入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等			使用していない。			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占有施設及びその利用者から自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	占有施設及びその利用者から自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	柵の設置について、均一のものでなく、河岸の形状等によってタイプを工夫するなど検討をされたい。	柵の計上については、更新を行う際には配慮したい。	防護柵が設置されている。			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			ゴミの不法投棄がある場合がある。巡視点検時の発見や、通報を受け次第、撤去している。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			当該公園に関する特別な管理規則は定めていない。一般的な公園管理に適合する法律・条例等に則って管理している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			特に定めていない。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			施設利用者からの問合せに対して、自由使用としている旨を説明している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	

【参考資料】

利用者数の把握方法

55. (久世橋西詰公園)

■令和元年度

令和元年度 10月28日(月)(晴れ)調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒5名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒40名

この数値に、京都府の年間降水日数(令和元年度:111日)以外の日数254日に乗じた。

⇒10,160名

上記を丸めた数値を採用

⇒10,000名

■令和2年度

令和2年度 10月27日(火)(晴れ)調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒4名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒32名

この数値に、京都府の年間降水日数(令和2年度:112日)以外の日数254日に乗じた。

⇒8,128名

上記を丸めた数値を採用

⇒8,000名

■令和3年度

令和3年度 10月29日(金)(晴れ)調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒4名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒32名

この数値に、京都府の年間降水日数(令和3年度:110日)以外の日数255日に乗じた。

⇒8,160名

上記を丸めた数値を採用

⇒8,000名

【参考資料】河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成22年 委員会

- ✓ 子供達が自ら自然を使った遊びを発想して使用する公園に適している。
- ✓ 生きものと共存していくための草刈り場所の工夫、環境啓発の工夫をしてほしい。
- ⇒ 除草については利用者からの要望もあるため、占用範囲の全体で実施している。
- ✓ 河川レンジャーとの連携を図りながら、積極的に水際へアクセスできる川らしい利用のあり方を考えて欲しい。
- ⇒ 水際へのアクセスについて、現時点では積極的な利用は計画していない。
- ✓ 利用が少ない施設が老朽化した場合は、撤去して自然地に戻すことを検討してほしい。
- ⇒ 老朽化した遊具等は、今後随時撤去していく予定。

平成25年 委員会

- ✓ 使われていない付帯施設については撤去を検討していただきたい。
- ⇒ 老朽化した遊具等は、今後随時撤去を検討していく予定。
- ✓ 占用者が新たな視点で利用方法を見直してほしい。
- ⇒ 見直すためには地元調整等も必要となるため、慎重に検討したい。
- ✓ 生き物と共存していくための草刈り場所の工夫、環境啓発の工夫をしてほしい。
- ⇒ 除草については、利用者からの要望もあるため、占用範囲の全体で実施している。
- ✓ 河川レンジャーとの連携を図りながら積極的に水際へのアクセスできる川らしい利用のあり方を考えてほしい。
- ⇒ 水際へのアクセスについては、現時点では積極的な利用は計画していない。

平成28年 委員会

- ✓ 水際部を含めた河川空間の利活用については、個別の占用地だけでなく桂川全体で検討していく必要がある。
- ✓ 安全柵の補修にあたり、景観面での配慮についても検討されたい。
- ✓ 水際の植物帯(グリーンベルト・エコトーン帯)の保全について、環境部局と協働で取り組まれたい。

112

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

- 《共通事項》
- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
 - ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
 - ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。
- ✓ 柵の設置について、均一のものでなく、河岸の形状等によってタイプを工夫するなどの検討をされたい。
 - ✓ 草地について、川らしい景色を形成するという機能もあるため、部分的に借り残すなどの工夫について検討されたい。
 - ✓ 遊具やベンチについて、損傷し危険な状態となっているものについては、速やかに使用禁止等の措置を取られたい。

52. 羽束師運動広場 (京都府)

記入者：京都府京都土木事務所 施設保全・用地課 八田 誠

ランク：A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	運動広場 1面 (グラウンド3面)	都市計画の有無	無し
占用面積	28,532.46㎡(～H29.1.16) 14,018.77㎡(H29.1.17～)	付帯施設等	暗渠排水管 L=1,170m 横断防止柵 L=310m H=0.8m 案内標識 1基 浸透柵 3箇所
許可の経緯	<当初許可> S56.12.14 <許可期限> R6.3.31	利用者数	平成30年度 2,470人 (H30.7～H31.3 冠水により利用不可) 平成31年度 9,496人 令和2年度 5,962人 令和3年度 7,017人 令和4年度 2,924人(7月末) (運営協議会のまとめによる)
堤内地・堤防・堤外地	堤内地堤内地 ・ 堤防 ○堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地の上下流については特に利用はなし(通常の河川敷) ・堤内地側の都市計画区分は第1種中高層住居専用地域で、現状は農地が混在する住宅市街地となっている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所として平成8年1月に指定。 		
その他特記事項	<p>[設置経緯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元からの設置要望を受け、国による淀川上流域での河川公園整備までの暫定措置として京都府が昭和57年3月に整備 ・桂川緊急治水対策事業により運動広場面積が約50%となるが、平成28年度に京都府においてグラウンドの再整備を実施 <p>[運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元に関われた誰でも気軽に利用できる広場とするため、市政協力委員、体育振興委員、防犯協力委員の3者で構成する京都府羽束師運動広場運営協議会を結成し、この会に利用申込等の手続きを委託している。 ・管理運營業務委託契約書の実施要領あり。 <p>[冠水実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年台風21号による豪雨の影響により、10月19日に冠水 ・平成30年7月豪雨の影響により、7月5日に冠水 ・令和2年7月豪雨の影響により、7月8日に冠水 ・冠水により利用不可となったが、単独災害復旧事業により復旧整備 		

ランク：A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市では市内各地域にグラウンド施設が整備されているが、京都市南部の南区、伏見区の淀川右岸地域にはグラウンド施設がほとんどないことから、当施設なしでは地域のグラウンド需要を満足することは難しい状況である。また、当該公園施設の利用率も高いことから引き続き施設を維持することが必要である。国による淀川上流域での河川公園整備までの暫定措置として、当該地の占用を必要とする。 ・グラウンドの令和4年度（7月末まで）利用回数は延べ115回（3面合計） ・公園の整備目標は特になし（現状維持） 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理主体：広場内の清掃、除草、不陸整正等は、市政協力委員、体育振興委員、防犯協力委員の3者で構成する京都府羽束師運動広場管理運営協議会に委託している。広場周辺の除草及び清掃並びに広場内の冠水時の土砂等の除去は業者に委託している。 ・管理規則の有無：有（京都府羽束師運動広場管理運営業務実施要領） ・管理内容：入口の鍵を利用時に開閉 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用規則の有無：有（京都府羽束師運動広場管理運営業務実施要領） ・排他独占利用の有無：無（申込制） 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。 ・サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。 ・河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。 ・規模が縮小されたが、周辺の自然との関係、まちづくり計画との整合、多様な利用のニーズなども考慮して利活用に関する協議を進めてほしい。 ・運動広場の脇から水辺に近づくアクセス路があり、魅力的なスペースになっている。周辺にはヨシ原も広がっており、これら河川環境を活用した環境学習等の具体の取り組みの実施について検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・羽束師運動広場運営協議会に管理委託をしており、地域のニーズに応じた利用をされている。 ・青少年のスポーツ活動、高齢者の健康増進活動、幼児の屋外活動等、地域住民に広く利用されている。 ・グラウンド利用者や管理運営協議会により、年4回の除草、清掃等の河川美化活動を実施している。 ・水際は急峻で深く、河川の自然環境を活かした利用は安全面から困難である。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

ランク：A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は、グラウンドとして整備されている。 ・ 上流は、外来種であるセイタカアワダチソウが支配的な草地である。 ・ 下流は、オギ群落がまとまった規模で連続する。 ・ 水際の高水敷には、セイタカヨシ群落があり、河岸部はヤナギ群落が線的に水際を形成している。 ・ 部分的に根固ブロックも見られる。 ・ 占用地の川側にはフェンスが設置されている。 ・ 背後地は農地と宅地が混在する。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 10m ・ 水際は全体に自然河岸で、ヤナギなどの低木が水面を覆うように張り出している。 ・ 水際は急峻で水域は急に深くなっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約4m ・ 冠水実績：近年では、平成29年、平成30年、令和2年の洪水で冠水している。
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。 ・ 下流のオギ群落はオオヨシキリなどの繁殖が考えられるため、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

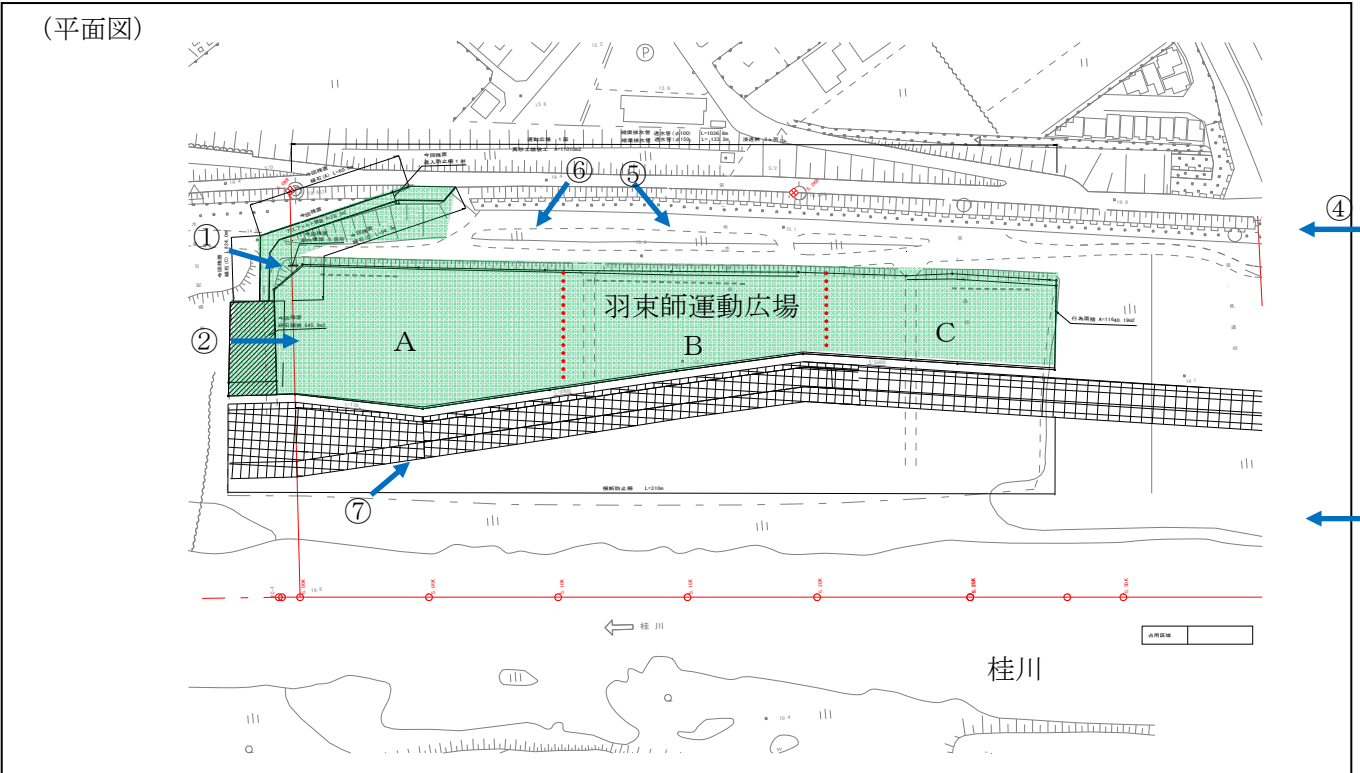
(委員会作成)

ランク：A

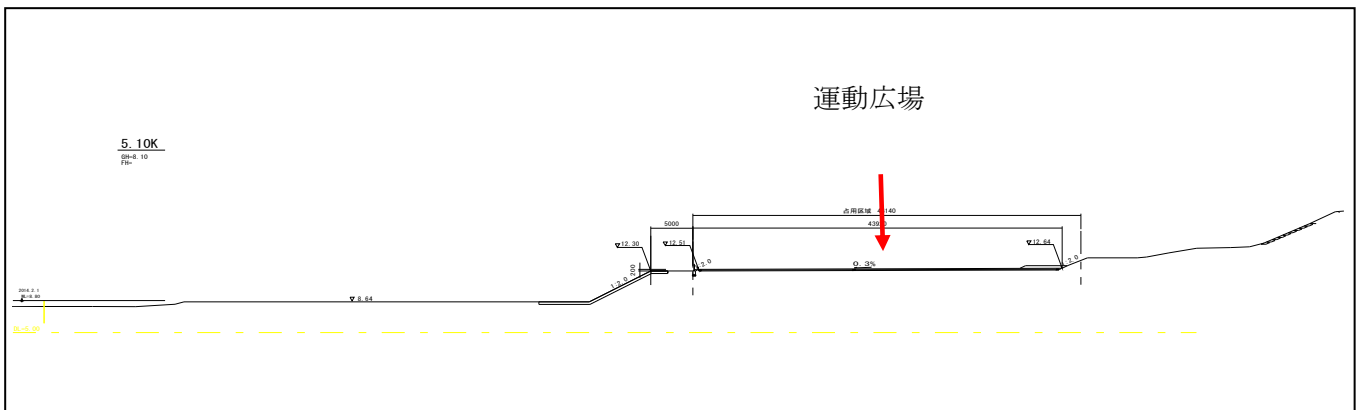
番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)



(横断図)



令和4年7月20日撮影

①下流側から望む



②下流側から望む



ランク：A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

(占用者作成)

令和4年7月20日撮影

③上流から望む



④ 上流から望む



⑤右岸側から下流を望む



⑥ 右岸側から上流を望む



⑦ 河川側から上流を望む



— — — 占用区域

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:八田 誠(京都土木事務所施設保全・用地課)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:52羽束師運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			位置づけはない				○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都市が広域避難場所として平成8年1月指定				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画はない				○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占有面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更等 ・河川敷内で場所移動			計画はない				○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			連携していない				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占有目的	占有目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			合致しない				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			市政協力委員、体育振興会委員、防犯協会委員で構成された運営協力会に、誰もが公平に利用申し込みができる				○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用できる	
8		利用状況は占有目的に合致しているか			・青少年のスポーツ活動、高齢者の健康増進活動、幼児の野外活動等、地域の活動を目的として多くの住民に利用されている				○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			・連携していない。水際は急峻で深く、川らしい利用は困難。「久我・久我の杜・羽束師地域まちづくり協議会」より、占用区域を地域の活動広場として、利用存続の要望が非常に強い				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			把握していない				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			平成30年7月豪雨の影響により7月5日に全面冠水 令和2年7月豪雨の影響により7月8日に全面冠水				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:52羽東師運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際に緩衝緑地を設置等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	占有区域以外は除草を行わないこと、水際に緩衝緑地が設置されている	河川保全利用委員会の意見		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占有区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣期の利用制限等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	不法に撤去されたゴミは速やかに撤去している	河川保全利用委員会の意見		○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者による占有区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	広場利用者・管理運営協力会により、年4回の除草、清掃等の河川美化活動が実施されている。	河川保全利用委員会の意見		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占有区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	環境学習の実施については検討中	河川保全利用委員会の意見		○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工物物は設置されていないか	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	設置されていない	河川保全利用委員会の意見		○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占有区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工物物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	使用していない	河川保全利用委員会の意見		○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	支障になっていない	河川保全利用委員会の意見		○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	迷惑な利用はない	河川保全利用委員会の意見		○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	定めている	河川保全利用委員会の意見		○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	定めている	河川保全利用委員会の意見		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心をもち、積極的に行動し、野鳥の営巣期の利用制限等	過去年度意見について対応と進捗	周知している	河川保全利用委員会の意見		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場の利用については、駐車場としての利用実態を把握するとともに、必要台数・整備及び維持管理のあり方等を河川管理者と協議し、新たに申請すること。
- ✓ ゴミの不法投棄等、利用者の迷惑行為を監視するとともに、マナー向上に向けた周知を行うこと。
- ✓ 水際の保安区域など、占用区域の外まで草刈をすることがないよう、関係者に周知すること。
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 新たな占用期間は3年間とする。

平成21年 委員会

- ✓ ランクはAとする。
- ✓ 占用区域以外は、水際への通路を確保しつつ自然草地として維持するため、草刈りなど維持管理のしくみについて占用者と河川管理者とで検討していただきたい。
- ⇒ 占用区域以外は草刈りを行っていない。

平成24年 委員会

- ✓ 古くから桂川沿いに住む方は洪水被害をうけてきたことから、治水に対する意識が強く、水辺利用の促進が難しいこともあるが、積極的な取り組みを考えていただきたい。
- ⇒ 現在は河川工事のため対応出来ていない。

平成27年 委員会

- ✓ 関係部局と連携を図りながら、河川環境を活かした整備や利用者による河川清掃など、治水と環境について住民が考える契機となるような施策を検討していただきたい。
- ✓ 今後も河川空間を占用したい理由、多様な高水敷の利用目的を明確にした上で、河川の自然環境を活かした利用計画を作成することを条件に、占用期間は3年とする。

108

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

- 《共通事項》
- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
 - ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
 - ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。
- ✓ 規模が縮小されたが、周辺の自然との関係、まちづくり計画との整合、多様な利用のニーズなども考慮して利活用に関する協議を進めてほしい。
 - ✓ 運動広場の脇から水辺に近づけるアクセス路があり、魅力的なスペースになっている。周辺にはヨシ原も広がっており、これら河川環境を活用した環境学習等の具体の取り組みの実施について検討されたい。

24. 淀・桂川グラウンド (京都市伏見区)

京都市伏見区地域力推進室 谷口 茂弘

ランク：A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	--------	----	-----------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	運動広場 1 面	都市計画の有無	無し
占用面積	(変更前) 11,220.94㎡ (変更後) 3,498.11㎡	付帯施設等	暗渠パイプ
許可の経緯	<当初許可> S57.8.3 <許可期限> R06.3.31	利用者数	平成 22 年度 約 3,350 人 平成 23 年度 約 4,030 人 平成 24 年度 約 4,400 人 平成 25 年度 約 3,140 人 平成 26 年度 約 2,470 人 平成 27 年度～平成 29 年度 掘削工事のため利用者なし 平成 30 年度以降 把握していない
堤内地・堤防・堤外地	堤内地堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤内地側は住宅系中心の市街地。 ・ 隣接する堤外地の上流側については、利用なし。 ・ 下流側には淀排水機場(京都市所管)が位置している。 ・ 下流で護岸工事のため、河川と本施設の間を工事車両が通行している。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和57年8月3日に地元地域住民の体力の向上のため重要な体育施設及び憩いの場として占用許可を受けた。 ・ 平成16年10月の台風23号により冠水。ゴミや泥の撤去、土入れ作業等を行い、約100万円の整備費用を要した。 ・ 平成21年6月4日付けで、排水パイプの敷設によるグラウンドの排水工事を行うため、河川管理者から許可を受けた。 ・ 平成23年1月から、進入路である桂川サイクリングロード(道路管理者=京都市伏見土木事務所)の車止めの鍵を交換するとともに、利用者による車両の乗り入れを原則禁止し、平成23年1月以降は改善している。 ・ 平成23年9月の台風12号により冠水。ゴミの取り除き作業等を地域のボランティアにより行った。 ・ 平成25年9月の台風18号により冠水。ゴミや泥の撤去、土入れ作業等を行い、約150万円の整備費用を要した。 ・ 上記被害を受け、平成27年4月から平成30年3月まで桂川緊急治水対策事業により掘削工事が行われ、占用面積が減少した。 		

ランク：A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周辺にグラウンド等が少なく、地域住民にとって健康増進や体力向上のためのスポーツ、レクリエーション、地域行事などにも使える、貴重な多目的グラウンドとして利用されていた。占用面積の減少後も面積に見合った多目的な利用を地元が希望している。 ・自然に囲まれた憩いのスペースとして地域住民のコミュニティづくりにも寄与している。 ・京都市の公園の整備目標は10㎡/人であるが、現状は4.76㎡/人（平成26年度末現在）と極めて不足している状況である。 ・以上のことを踏まえた場合、占用地の継続的な活用が必要である。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理主体：淀・桂川グラウンド管理委員会 ・管理規則の有無：有（淀・桂川グラウンド管理委員会会則） ・管理内容：定期的な除草 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用規則の有無：有（淀桂川グラウンド使用規則）（現地に看板設置） ・排他独占利用の有無：一般に開放されている。 ・申請内容と異なる利用等：なし。 <p>※平成27年4月から平成30年3月まで緊急治水対策工事のため、利用禁止としていた。対策工事以降は引き続き一般に開放</p>	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。 ・サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。 ・河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。 ・規模が縮小されたが、運動用の平場だけでなく、背後に隣接する住宅地の市民の多様なニーズに応えるよう配慮されたい。地域ワークショップなどを開催し住民参加型で検討を進めるなど、工夫してよい場所にしてほしい。 ・自治会や河川レンジャーとの連携についても、今後検討されるとのことで期待したい。 	<p>河川レンジャーの協力を仰ぎながら、植物観察イベント等の河川自然環境を活かした取組を検討中。</p> <p>今後、児童館に通う地域の子供たちと一緒に、葛（くず）を利用したモノづくりイベントの開催を予定している。</p>
環境保全に向けて申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とともに一斉清掃（年1回）を実施。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

ランク：A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

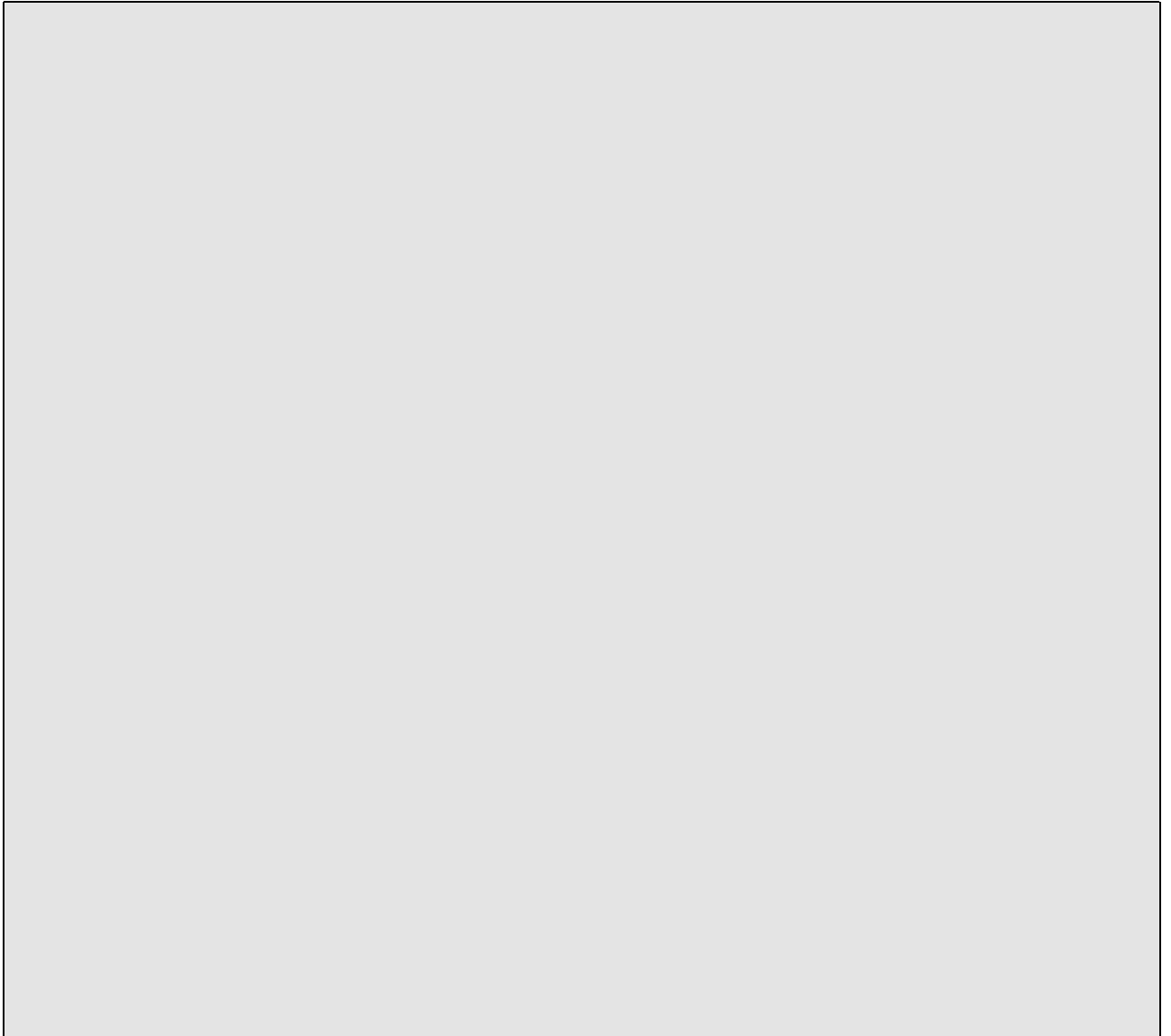
<p>占用地及び周辺の 自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は、グラウンド（運動広場）として整備されている。 ・ 水際は自然河岸であり、クズ、セイタカヨシなどが広く見られるほか、ヤナギなどの高木も見られる。 ・ 水際にはヤナギタデ群落などが広く分布する。 ・ ワンド的環境も見られる。 ・ 背後地は住宅地である。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な種としては、魚類ではゲンゴロウブナ等、底生動物ではホンサナエ等、鳥類ではオオヨシキリ、コチドリ等が確認されている。
<p>水際の 状況</p>	<p>水域までの 距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約5m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約56m ・ 水際は全体に自然河岸である。 ・ 上流部は水際までの距離がなく、比較的急峻で、水際も深くなっている。 ・ 下流部は比較的なだらかで、水際にタデ類があり湿性環境がある。
	<p>水面との 高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水面との高低差は約5m ・ 冠水実績：近年では、平成23年(台風12号)の洪水で冠水している。
<p>環境面から見た 望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上流部では水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際利用の場合には、安全性確保が必要である。 ・ 水際のヨシ群落などではオオヨシキリなどの繁殖が考えられるため、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを凶る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を凶る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)



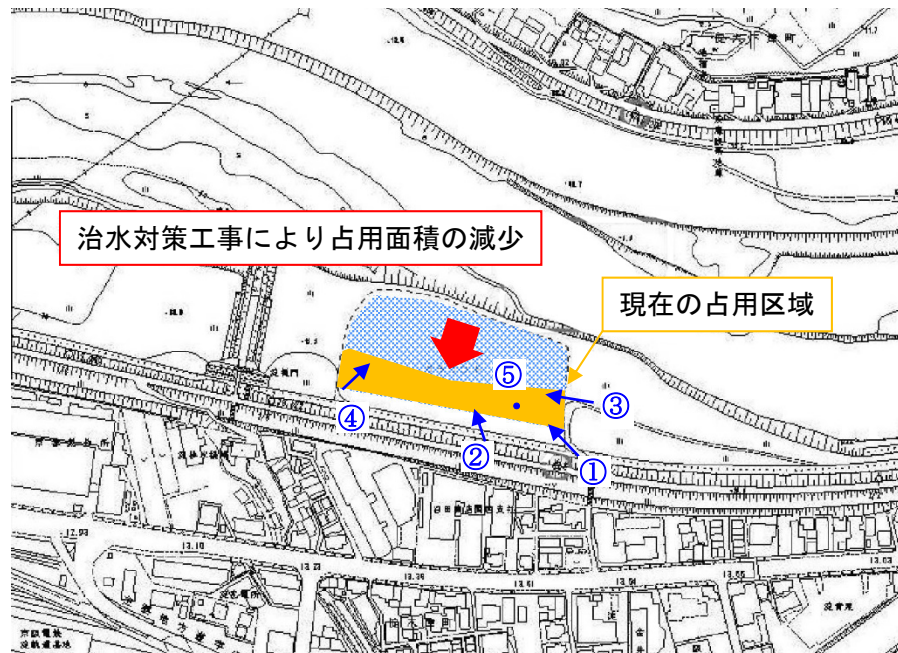
ランク：A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	--------	----	-----------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

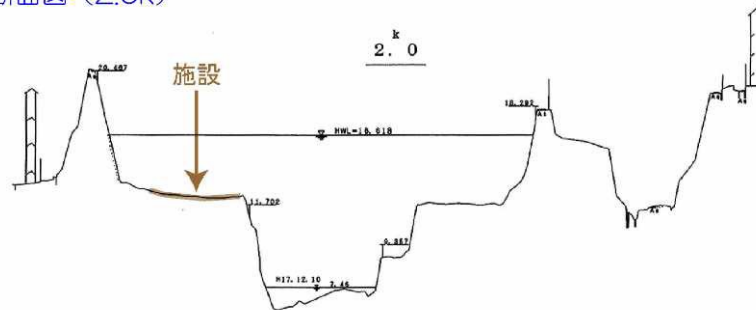
(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(横断面図)

断面図 (2.0k)



令和4年8月3日撮影

写真①



写真②



ランク：A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

(占用者作成)

令和4年8月3日撮影

写真③



写真④



写真⑤



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

記入者:伏見区役所地域力推進室 谷口 茂弘

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:24.淀・桂川グラウンド)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			なし			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			なし			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			なし			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)水際の占有面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			なし			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			地域住民及び河川レンジャーと自然環境を活かした利用に向けて協議中。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占有目的	占有目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			河川の自然環境を活かした利用方法について協議中。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			一般に開放している。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない 場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占有目的に合致しているか			合致している。			○:合致している △:合致していない 場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			河川の自然環境を活かした利用の検討にあつては、淀川河川レンジャー及び地域住民と協議を重ねている。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占有区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			カルテの記載のとおり。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占有区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			平成23年(台風12号)及び平成25年(台風18号)の被害により占有区域が冠水。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:24.淀・桂川グラウンド)

No	確認の視点	確認事項	通年度意見	通年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	確認の視点	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び構断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)投票所に緑地帯を設置等	河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。	占有部を除草においても、水際部の草を残すように配慮している。	河川保全利用委員会の意見				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投票されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	河川管理者、公園管理者が協働で、河川全体で統一したデザインであることが望ましい。サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と融合した内容とするよう努められたい。	河川環境保全のため、定期的な清掃活動を行うとともに、関心を持って貰えるイベントとして植物・昆虫等の観察会を実施。	定期的な清掃活動を実施するなど配慮している。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と融合した内容とするよう努められたい。	植物 昆虫の観察イベント等の河川敷の環境を活かした施策を実施しており、情報発信は地域住民や河川レンジャーを通じて行っている。	チラシやサインといった啓発に関しては検討中。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	規模が縮小されたが、運動用の平地だけでなく、背後に隣接する住宅の市民の多様なニーズに応えるような配慮されたい。地域ワークショップなどを開催し住民参加型で検討を進めるなど、工夫してよい場所にしてほしい。自治会や河川レンジャーとの連携についても、今後検討されるということも期待したい。	植物 昆虫の観察イベント等の河川敷の環境を活かした施策を実施。	行っている。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか		なし					○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等		使用していない。					○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障はないか		占有施設による支障は生じていない。					○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等		現地への車両の乗り入れは禁止しており、その他迷惑となる利用は確認されていない。					○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか		定めており、現地の看板に掲示している。					○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか		現時点では定めていないが、今後の占有部の利用検討の内容に応じて策定を検討する。					○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか		現地の看板により周知している。					○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】

淀・桂川グラウンド管理委員会会則

(名称及び組織)

第1条 本委員会は淀・桂川グラウンド管理委員会と称し、淀連合自治会・淀南連合自治会の参加に位置づけし、委員の構成は淀連合自治会・淀南連合自治会・淀体育振興会・淀南体育振興会並びに各種団体の役員により選ばれた委員をもって構成する。

尚 事務局を淀会館内の淀連合自治会事務局に置く。

(目的)

第2条 本委員会は、淀桂川グラウンドの維持管理を行い、淀・淀南地区住民の体育の向上と親睦を深めることに寄与することを目的とする。

(運営経費)

第3条 本委員会の運営経費は、淀連合自治会・淀南連合自治会の補助金その他によって充当する。

(役員を選出と任期)

第4条 委員長は委員の互選によって決定し、その他の委員については委員長が委嘱する。

委員長	1名	副委員長	2名	庶務	1名
-----	----	------	----	----	----

会計	1名	会計監査	2名
----	----	------	----

2 委員の任期は2年（4月1日～3月31日）とし、再任は妨げない。

但し、淀連合自治会・淀南連合自治会・淀体育振興会・淀南体育振興会及び各種団体を退行したものは、自動的に委員会を退行したものとする。

3 役員会は委員で構成し、会の重要な事項を議決する。

4 規約及び会則の改正は委員会の議決をもって行うものとする。

「淀・桂川グラウンド」の令和3年度の活動について（協議メモ）

1 協議日時等

- (1) 日 時 令和4年1月19日（水）午後2時～午後2時45分
- (2) 場 所 淀会館
- (3) 相手方 地元 西庄会長，田口委員長（グラウンド管理委員会）
河川レンジャー 鎌田氏，奥平氏
- (4) 当 方 高比良係長，朝日

2 内容

【結論】今年度の活動については，下記のとおりとなった。

日時 令和4年2月5日（土）10：00～（90分程度）

場所 淀桂川グラウンド

内容 草刈り及び葛（くず）のツタ調達

レンジャーからの提案をもとに，レンジャー・地元・区役所で協議する形で進めた。

- ・レンジャーから，「河川敷きに親しんでもらうきっかけとして，自生している葛（くず）でリース作りをしてはどうか」と提案。
- ・ただ，刈り取ったばかりの葛は固く，すぐに作業はできない。
また，虫が付いていることが多いため，熱湯処理や乾燥が必要で日数がかかる。
- ・以上から，今年度の活動は葛のツタの調達にとどめることとした。集めたツタは奥平レンジャーが後日，熱湯処理等と保管を行うこととなった。
- ・当日は，簡易な草刈りも行う。
- ・周知は西庄会長と田口委員長が行う。当日，地元は昨年同様5，6名程度か。
- ・令和4年度の活動は，10月から12月頃に，上記のツタを使い，淀児童館の児童とともにクリスマス・リース作りを行い，環境学習につなげることとなった。

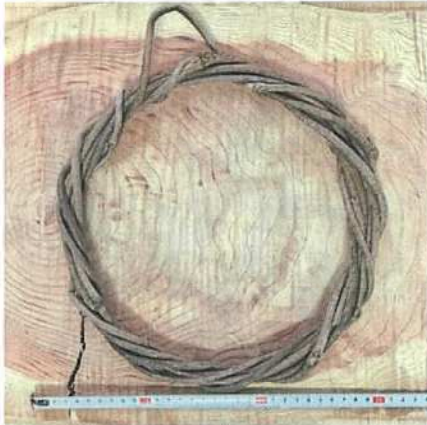
=====

- ・1月25日に鎌田レンジャーから，「コロナ感染者数が急増しているため，レンジャーの活動が当面中止となった」との連絡があった。
- ・高比良から西庄会長に連絡し，2/5はレンジャー不在となるが，地元と区役所のみで実施することとした。

葛のリース



葛はマメ科の多年草 秋の七草です。



繁殖が盛んで、
土地を這い長い蔓を伸ばします。
葉っぱをとって
適当な大きさの輪にします



季節の草花などを飾ります。

ちょっと華やかに！



シンプルに！



R4.2.5 (土) @淀・桂川グラウンド (京都市伏見区)



・昆虫探しも行ったが、寒い時期だったので見当たらなかった



・草刈りとともにゴミ拾いを行った



・この後、手分けして葛の繁茂場所を探した



・この付近に葛がまとまって繁茂していた



・乾燥していない葛は曲げてもよくなることを実感した



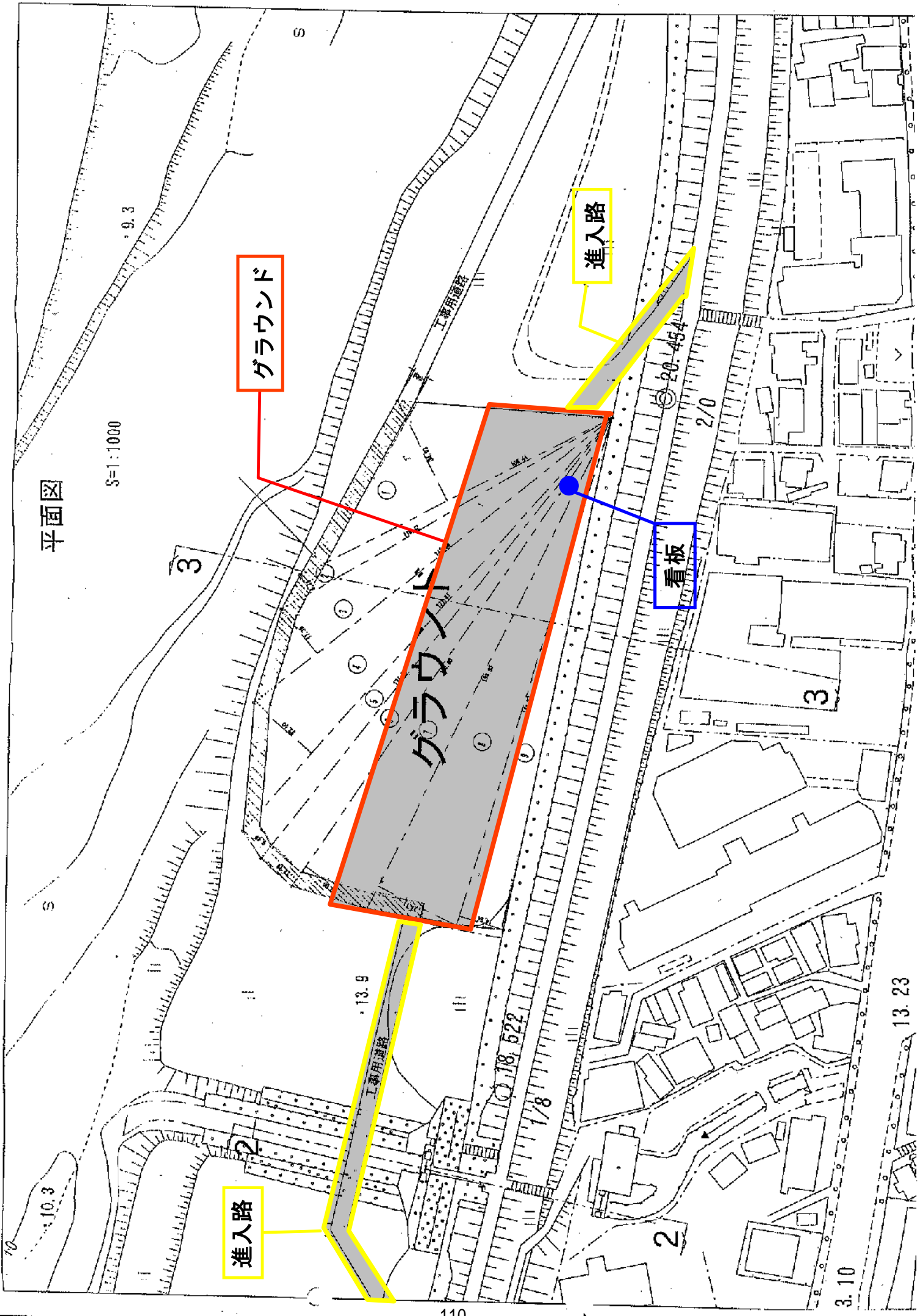
・なるべく途中で切らないように調達した



・調達した葛は河川レンジャーによって煮沸・乾燥処理され、秋頃に地域の子どもたちと行うリース作りの材料となる

平面図

S=1:1000



グラウンド

進入路

看板

進入路

【参考資料】河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 駐車場利用の実態を把握するとともに、必要台数・整備及び維持管理のあり方等を河川管理者と協議し、次回更新時に新たに申請すること。
 - ✓ 廃材の積み上げ等、迷惑行為を監視するとともに、マナー向上に向けた周知を行うこと。公園と水際の連続性を持たせる工夫、利用者への環境啓発などを進めていただきたい。
 - ✓ 上流の空間など、占用地と水際の自然が近接している場合は緩衝帯的な空間を設ける、といった自然と共存するための方策について検討願いたい。
- ⇒ 利用者のマナー向上のための啓発チラシを作成する。占有区域外への駐車が発生しないように取り組む。

平成21年 委員会

- ✓ 水際の緩衝帯は、淀川河川公園基本計画のゾーニングに示される縦断方向の連続性が確保できる利用形態となるように占有者と河川管理者とで努力していただきたい。
- ⇒ 自動車対策に注力しており、河川環境保全に係る新規の取組は行えていない。

平成23年 委員会

- ✓ 生態系に配慮するほか、草の刈り残し等をするこで、水際の緩衝帯を確保されたい。占用地内または占用地外での緩衝帯について河川管理者と協議されたい。
 - ✓ 占用地周辺の良い河原環境について、安全な利用を前提に水辺へのアクセスに考えてもらい、今後のテーマとしたい。
- ⇒ 水際の草を刈り残すようにしている。水辺へのアクセスは緊急治水対策工事後の形状を考慮して検討する。

平成27年 委員会

- ✓ 関係部局と連携を図りながら、河川環境を活かした整備や利用者による河川清掃など、治水と環境について住民が考える契機となるような施策を検討していただきたい。
- ✓ 今後も河川空間を占有する理由と多様な利用目的を示した上で、河川の自然環境を活かした利用計画を作成することを条件に、占有期間は3年とする。

102

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

- 《共通事項》
- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
 - ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
 - ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に関心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。
- ✓ 規模が縮小されたが、運動用の平場だけでなく、背後に隣接する住宅地の市民の多様なニーズに応えるよう配慮されたい。地域ワークショップなどを開催し住民参加型で検討を進めるなど、工夫してよい場所にしてほしい。
 - ✓ 自治会や河川レンジャーとの連携についても、今後検討されるということで期待したい。

50.納所中河原ちびっこひろば

記入者：京都市伏見区役所地域力推進室

番号	50. 納所中河原 ちびっこひろば	占用目的	公園	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸 3.2k 付近
ランク:C							

(占用者作成)

位置図		現況写真	 <p>下流側より</p>	
			 <p>上流側より</p>	
			写真撮影者：伏見区役所地域力推進室 令和4年7月29日撮影	
標準断面	<p>断面図 (3.2k)</p> 	現在の 利用形態	平成 27 年度までは、洛南排水機場の改修工事（発注者：国土交通省淀川河川事務所山崎出張所（京都市委託））に伴う機能補償として、地域の仮設駐車場として利用していたが、工事完了後、遊具を復旧し、地域の子どもの遊び場として活用している。	
		占用面積	277.44 m ²	
許可の 経緯	<当初許可>S55.12.11 <許可期限>R6.3.31	都市計画 の有無	無し	
堤内地・ 堤防・堤 外地		付帯施設 等	〈遊具施設〉鉄棒，砂場，ジャングル ジム 〈安全施設〉フェンス，水防用倉庫	
特記事項	<p>ちびっこひろば制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 42 年から「緑と福祉ゆたかな街づくり」の一環として、市民が主体的に行う遊び場づくりに対し京都市が助成等を行う事業として展開されてきた。 ・ちびっこひろばは管理者を選出し、当該管理者を中心として維持管理を行い、京都市はそれが円滑かつ効果的に行われるよう必要に応じて援助等を行う。 ・都市公園法に基づく公設公営の街区公園とは異なり、①こどもたちの安全な遊び場に適した土地は地域住民で確保する②管理者を中心に地域住民でこどもたちが安心・安全に遊ぶよう、積極的にひろばづくりを進め、維持管理を行うことを基本としている。 			
前回審議 意見と 対応	前回審議の意見		前回審議意見の対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理がなされている。前回意見を踏襲し、現状の利用を尊重する。 ・殺風景な印象を受ける。ベンチなど、親子連れが休憩できる施設の導入や、地元住民の協力による花壇などの設置について、検討されたい。 ・隣接するオープンスペースとの連携について、引き続き検討されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチなど、親子連れが休憩できる施設の導入や、地元住民の協力による花壇などの設置について、引き続き、予算の範囲内で設置に向けた検討を行っていく。 	

【チェックリスト】

Cランク案件のチェックリストの様式

記入者：(京都市伏見区役所地域力推進室)

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:50納所中河原ちびっこひろば)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	京都市緑の基本計画(P.60)(第5章緑地の保全及び緑化の推進のための施策-基本推進2)市街地の緑の保全、創出、活用公園等の整備-13街区公園等の身近な公園の整備)			O:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			ない			O:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			ない			O:ある △:検討中 ×:ない	
7	占用的目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか 利用状況は占用的に合致しているか			地形的な制約により、広く一般の方の利用しやすい状況ではないが、意識的に閉ざしているものではなく、ちびっこひろばとして一般の方の利用は可能である。			O:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		殺風景な印象を受け、ベンチなど、親子連れが休憩できる施設の導入や、地元住民の協力による花壇などの設置について、検討されたい。 隣接するオーブンスペースとの連携について、引き続き検討されたい。			ベンチなどの休憩施設や花壇などの施設設置の検討を引き続き行っていく。また隣接する街区公園との連携についても検討していく。			O:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
10	自然環境の保全・再生	保全部動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			現状では、従来の公園利用に大きな変化はない。			O:把握している △:調査中 ×:連携していない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない			O:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道車入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等			使用していない			O:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			なされていない			O:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			京都市ちびっこひろば助成要綱を定めている。			O:定めている △:検討中 ×:定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			"ちびっこひろばの手引き"を作成し、管理者に配布している。			O:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】







【参考資料】河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓ 堤内側に位置する施設であり、現状の利用を尊重する。
- ⇒ 地元の管理者と区役所との協働で適正な利用環境を保つために維持管理を続ける。

平成24年 委員会

- ✓ 堤内側に位置する施設である、現状の利用を尊重する。
- ✓ 占用地へのアクセスの改善について河川管理者と協議されたい
- ✓ 新たな占用許可期間は、5年とする。

平成29年 委員会

- ✓ 適正な管理がなされている。前回意見を踏襲し、現状の利用を尊重する。
- ✓ 殺風景な印象を受ける。ベンチなど、親子連れが休憩できる施設の導入や、地元住民の協力による花壇などの設置について、検討されたい。
- ✓ 隣接するオープンスペースとの連携について、引き続き検討されたい。